

垣生地区防災計画

(

(

垣生地区防災計画

作成委員会

はじめに

皆様には日頃より防災活動に、ご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災が契機となり、地域の絆の大切さや地域における自発的な防災活動の重要性が認識されました。そして、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を経て自助・共助の地域防災の必要性が改めて認識されました。

この事から、平成25年6月に災害対策基本法が改正され、市町村の一定の地区内の居住者及び事業者による自発的な防災活動に関する「地区防災計画制度」が創設されました。

垣生地区でも松山市の指導を受けながら「垣生地区防災計画」を防災会中心に各種組織団体の代表者で構成する作成委員会を立ち上げ進めて参りました。

この地区防災計画は、平常時の災害への備えや災害時の活動方法など防災力向上の多くの事を記しています。学び・訓練・見直し・継続「自分たちの地区は自分たちで守る」皆で助け合い支え合い、災害に強い地区にするものです。

「備えあれば憂いなし」 安全安心「垣生の里」

この計画書作成には地域の皆様を始め防災関係者の皆様より多大のご協力、ご尽力を頂きましたこと、心より厚くお礼申しあげます。

平成29年5月1日

垣生地区防災計画

作成委員会

垣生地区 防災計画

* 垣生の里 概要

松山市の南西に位置する垣生の里は、西は海の国立公園瀬戸内海に臨み、南には滔々と流れる1級河川重信川の河口には、毎年季節の変わり目になると、アオサギやシロチドリなどのたくさんの野鳥たちが憩う楽園がある。東には、西日本の最高峰、古来七靈山の一つ靈峰石鎚山1982mが聳え立ち素晴らしい眺望です。朝日の石鎚、夕日の伊予灘、四季折々趣あり風光明媚、豊かな自然に彩られた里です。

古くは、学問の神様菅原道真公がここ今出（垣生）の里から筑紫の国へ下りました。また、垣生小学校の正門には「考える」の校訓石碑があり、伊予紳創始者「鍵谷力ナ」の精神を受け継いでいます。

垣生中学校には、山・川・海の自然に囲まれ夢と希望へ手をつなぎ進む校歌「明るく・正しく・たくましく」の校訓が有ります。

地区内には、正岡子規や夏目漱石と親交のあった郷土の偉大な俳人、村上霧月や石田波郷さんたちの句碑が沢山立っております。翁たちがそぞろ歩いた白砂青松、今は無く臨海工業地帯となりました。工場の煙突の向こうには爆音を残し離着陸するジェット機、港には木材積んだ外国船、貯木場、木材団地と変わりました。そして、田畠は少しづつ宅地化され、新規転入者で子供たちの声が高くなってきました。

一方、戦災で焼けなかった古い家の密集地や、狭い曲がりくねったところが有り、高齢化も進んでいます。地区内には軟弱な埋立地に建てられた家もあり、二つの川と用水路が流れています。丘陵地は無く、高いマンションが少ないところです。今、地区内で外環状線道路の工事が進められています。色々の面で期待しています。

自然と文化、産業が共存し、長い歴史と文化に培われた風土と土壤で生まれた「正しく・早く・助ける」の精神がここにあります。

現在、多くの防災リーダー・防災士が生まれ育っています。

『目指すは日本一』災害に強い垣生の里です。

- ◆ 垣生の人口・・・11,810人
(男 5,695人 女6,115人)
- ◆世帯数・・・4,443世帯
- ◆65歳以上・・・2,676人
- ◆高齢化率・・・22.6%

平成29年3月1日現在

垣生地区自主防災会連合会のあゆみ

年 度	垣生地区自主防災会の動き	松山市等の動き
平成 17年	○防災土・垣生地区2名認定	・松山市による第1回防災土 養成講座開催
平成 20年	○垣生地区自主防災会連合会設立 33自主防災会(12/1)	・松山市41地区による ネットワーク会議設立
平成 21年	○「避難所運営要領」作成 ○地区内の事業所・個人に対して 「協力会」を募る ○松山市補助事業 (簡易無線機整備・神戸防災センター研修)	・応募による助成金制度開始
平成 22年	○垣生地区全世帯に会費 100円/年 ○「防災新聞」第1号発行 ○松山市補助金 (資機材購入・体育館に段ボール搬入)	・災害弱者名簿を各自主防災会に配布 ・福祉避難所を設置 ・松山市の防災土数『日本一』
平成 23年	○第1回『垣生地区総合避難訓練』実施 会場:小学校 参加者 1,200名 (10/30) ○松山市補助金(避難訓練) ○「防災新聞」第2号発行	・東日本大震災発生 3/11 ・愛媛県による防災土養成講座開催
平成 24年	○「海拔表示」150枚を地区内に掲示 ○民間避難ビルを自主防災会連合会と協定 (10箇所確保) ○「防災新聞」第3号発行 ○「美の里自主防災会設立 (34組織)	・松山市による小・中学校へ 防災土養成を行う
平成 25年	○第2回『垣生地区総合避難訓練』実施 会場:中学校 参加者 1,000名 (10/27) ○松山市補助金(避難訓練) ○「防災新聞」第4号発行	・3カ年計画で市内の防災無線更新完了
平成 26年	○「防災新聞」第5号発行 ○小学校防災キャンプに参加 (11/22・23)	

垣生地区自主防災会連合会のあゆみ

年 度	垣生地区自主防災会の動き	松山市等の動き
平成 27年	<ul style="list-style-type: none"> ○第3回『垣生地区総合避難訓練』実施 会場：小学校 参加者 877名 (11/1) ○「防災新聞」第6号発行 ○新防災士 7名誕生 ○松山市補助金（避難訓練） 	<ul style="list-style-type: none"> ・松山市による第1回防災士 養成講座開催
平成 28年	<ul style="list-style-type: none"> ○「垣生地区防災計画」検討開始 ○「ワークショップ」実施 参加者：約60名 (9/25) ○「歩き防災」実施 参加者：約50名 (10/30) ○「松山市総合防災訓練」 参加者：約800名 (11/5) ○「防災新聞」第7号発行 ○松山市補助金（防災倉庫増設、 機材整備、地区防災計画作成） ○垣生地区防災士 64名 	<ul style="list-style-type: none"> ・熊本震災発生 4/14 ・松山市総合防災訓練 会場：帝人松山事業所グラウンド (11/5)
平成 29年		

(参 考)

- ・波座地区自主防災会 平成11年9月5日結成
- ・郷徳町自主防災会 平成16年1月6日結成
- ・大新田町町内会自主防災会 平成16年4月1日結成
- ・大黒組自主防災会 平成16年6月1日結成

(平成29年2月17日修正)

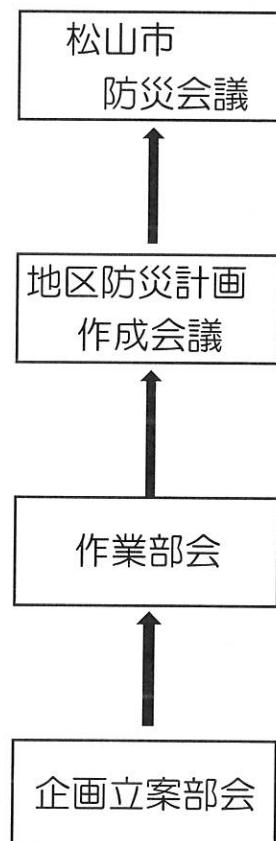
垣生地区防災計画ここまで歩み

No.	月 日	会議名	議題内容等	出席者	備考
1	28. 3.25	自主防総会	地区防災計画について 1) 策定意義、理由	松山市 防災リーダー	説明 計画推進
2	28. 4.18	自主防書記局会	計画への進め方	リーダー4名	企画
3	28. 4.22	自主防役員会	1) 計画日程 2) 方向・方針	リーダー12名	企画立案
4	28. 5.25	第1回 自主防総会	1) 計画作成日程 2) 方向・方針		作業確認
5	28. 6. 9	計画準備会	1) 防災計画作成意義 2) 計画骨子案 3) 作成日程 4) 方向・方針	松山市 消防団・女性防火ク 社協・小・中・自主防 危機管理室・地域防災課	企画
6	28. 7. 7	第1回 計画企画会議	1) 計画への取り組み体制 2) 作成日程 3) 地区の特性 4) 防災・減災への行動は 5) 計画検討事項 6) 計画作成者名簿 7) ワークショップ・歩き防災	消防団・女性防火ク 社協・自主防 危機管理室・ 地域防災課 西部支署	企画立案
7	28. 7.21	第2回 自主防総会 第1回 作業部会	1) 計画への体制 2) 作成日程 3) 地区の特性について 4) 計画検討事項 5) 計画への参加者名簿 6) ワークショップ・歩き防災 *策定方針確認	防災リーダー 危機管理課 地域防災課 西部支署	企画部説明 作業確認
8	28. 8.25	第1回 計画作成委員会議	1) 地区防災計画について 2) 垣生地区防災計画作成について 3) 松山市総合防災訓練について *意見交換 *策定方針確認	松山市 作成委員会メンバー 松山市	説明 企画部会説明 説明
9	28. 9.25	ワークショップ会議	1) 付箋紙に課題対策を書く 2) 模造紙に書く貼る 3) グループ毎に発表	住民、防災リーダー68名	意見情報交換
10	28. 9.26	第2回 企画会議	1) 組織体制について 2) ワークショップ会議について 3) 歩き防災全戸配布チラシについて 4) 各マニュアルについて	企画会議メンバー	立案
11	28.10. 2	第3回 企画会議	1) 歩き防災当日タイムテーブル 2) 防災マップづくり要領 3) 松山市総合防災訓練取り組み方	企画会議メンバー	
12	28.11. 3	歩き防災	1) 地区内巡回防災探検発見 2) 地図記入現状と対策 3) グループ毎に発表	住民、防災リーダー56名	調査

No.	月 日	会議名	議題内容等	出席者	備考
13	28.11.24	第3回 自主防総会 第2回 作業部会	1) 組織体制について 2) 防災活動マニュアルについて 3) 防災マップづくりについて 4) 協力事業所について *方針確認	防災リーダー	企画部説明 平常時発生時
14	28.12.8	第2回 作成委員会	1) 組織体制について 2) 防災活動マニュアルについて 3) 防災マップづくりについて *意見交換 *方針確認	作成委員会メンバー	企画部説明
15	29. 1.22	防災マップづくり	1) 付箋紙に防災情報を書く 2) 地図に書く、貼る 3) 各グループ発表	住民及び 防災リーダー56名	特性理解共有
16	29. 2.23	第4回 企画会議	1) 防災マップの仕上げ 2) 各マニュアルの仕上げ 3) 防災計画のまとめ	企画会議メンバー	まとめに向けて
17	29. 3.10	第4回 自主防総会 第3回 作業部会	1) 防災マップの仕上げ 2) 各マニュアルの仕上げ 3) 防災計画のまとめ	防災会長 防災士	まとめに向けて
18	29. 3.23	第3回 作成委員会	1) 防災マップの仕上げ 2) 各マニュアルの仕上げ 3) 防災計画のまとめ	作成委員会メンバー	まとめに向けて

*垣生地区防災計画に係る実施体制（案）

No.	区分	構成員	人員	業務内容
1	企画立案部会	自主防災会・消防団・女性防火ク・社会福祉協議会・小学校・中学校・松山市(危機管理課、地域防災課)・西消防署西部支署	21名	計画案骨子（組織・スケジュール・活動方向方針など） 計画・資料作成
2	作業部会	自主防災会役員・各自主防災会リーダー	95名	計画案の策定 ワークショップ、歩き防災防災マップの作成
3	地区防災計画作成会議	別紙の計画作成委員会名簿の通り	44名	計画案協議、決定 松山市防災会議へ提案
4	松山市・防災会議	担当役所		市地域防災計画に規定



目 次

1. 計画の対象の範囲	1
(1) 地区の範囲	
(2) 個人、法人の範囲	
(3) 自主防災会組織の範囲	
2. 基本的な考え方	1
(1) 基本方針（目的）	
(2) 活動目標	
(3) 長期的な活動計画	
3. 地区の特性	1
(1) 自然特性	
(2) 社会特性	
(3) 工場隣接地帯	
4. 防災活動の内容	2
(1) 防災活動の体制（班体制）	
1) 垣生地区緊急連絡系統図（ネットワーク）	
2) 垣生地区自主防災会連合会組織図（ネットワーク）	
3) 地区災害対策本部、組織と役割分担編	
4) 避難所運営組織図と役割分担編	
(2) 平常時の活動	
(3) 発災直前の活動	
(4) 災害発生時の活動	
(5) 復旧・復興時の活動	
(6) 地内外各種組織団体との連携協調	
(7) 行政関係者、学識経験者等の専門家との連携	
(8) 防災教育 啓発活動	
5. 実践と検証	3
(1) 防災訓練	
(2) 評価・検証	
(3) 見直し	
6. 防災資料	4
(1) 防災マップ	
(2) 防災資機材一覧表	
(3) 垣生地区標高（海拔）表示マップ	
(4) 津波避難ビル一覧表	
(5) 災害時協力店・協力者名簿	
7. 防災計画に係る資料	序
(1) 実施体制---業務と構成員	
(2) 作成委員会名簿	

垣生地区 防災計画

1. 計画の対象の範囲

- 1) 地区の範囲
 - (1) 東垣生町 (2) 西垣生町
- 2) 個人、法人の範囲
 - (1) 垣生地区に居住する総ての人々
 - (2) 災害時に垣生地区に存在する総ての人々
 - (3) 垣生地区に存在する総ての事業
- 3) 自主防災会組織の範囲---東・西垣生町内34組織（別紙）

2. 基本的な考え方

- 1) 基本方針（目的）
 - (1) 地域防災力の向上を図り災害に強い地区にする。
 - (2) 防災活動を通して地域コミュニティの維持、活性化を図る。
- 2) 活動目標
 - (1) 災害に対する備えと心構え、対応・対策を高め、防災・減災を目指す。
 - (2) 住民を始め各種組織団体が一体となり連帯感を持った防災活動を目指す。
 - (3) 行政関係者、学識経験者等の専門家と連携、協調した防災活動を目指す。
- 3) 長期的な活動
 - (1) 「防災活動に終わりなし」日々に知識技能を深め、地区居住者、事業者の安全・安心確保に訓練持続を目指す。
 - (2) 将来、地域防災の主役である生徒、児童、園児との相互交流を図り繋がり、育てはぐくむ継続的活動を目指す。

3. 地区の特性

●垣生地区の特性と想定される災害、被害・・・別紙調査表

- 1) 自然特性

地区は、海と川に接しており津波や大洪水発生の恐れあり。過去に重信川が決壊氾濫の記録が残っている。山や丘陵なく津波に対する対策が不十分である。一番近い天然津波避難場所は、生石地区の垣生山さんまで約3キロ有る。

2) 社会特性

地区内の東垣生町は区画整理され住宅化が進み、若い新しい人々が入居し児童、生徒が増加、新旧住民が生活している。指定緊急避難場所が多数ある。西垣生町は一部民家が密集しており、道路幅狭く緊急車両の進入が出来ない又高齢者世帯や独居者が多く避難対応が難しい。東西とも一部軟弱地盤に宅地造成されている。

3) 工場隣接地帯

工業専用地域、準工業地域に隣接し公害、事故等の発生が心配である、空港にも近く騒音に悩まされている。

4. 防災活動の内容

●地区の現状調査・・・適宜実施

- 1) ワークショップ会議・・・意見、情報交換
- 2) 歩き防災・・・調査、発見
- 3) 防災マップづくり・・・情報収集伝達共有

(1) 防災活動の体制（班体制）・・・別紙、マニュアル

- 1) 垣生地区緊急連絡系統図（ネットワーク）・・・別紙
*松山市 → 地区災害対策本部 → 各組織団体
*地区災害対策本部 → 自主防災会 → 各単組自主防災会
- 2) 垣生地区自主防災会連合会組織図（ネットワーク）・・・別紙
- 3) 地区災害対策本部、組織と役割・・・マニュアル
- 4) 避難所運営組織図・・・別紙

(2) 平常時の活動

- 1) 大災害に備え平常時の防災活動・・・別紙マニュアル

(3) 発災直前の活動

- 1) 発災直前活動・・・別紙マニュアル

(4) 災害発生時の活動

- 1) 大災害発生時行動の手引き・・・別紙マニュアル
- 2) 避難所運営要領・・・別紙

(5) 復旧・復興期の活動

- 1) 復旧・復興期の活動・・・別紙マニュアル
- 2) 復旧・復興期のリーダー活動・・・別紙マニュアル

(6) 地内外各種組織団体との連携協調

- 1) 生徒、児童、園児との交流、行事参加、育成
- 2) 各種組織団体との交流会の実施
- 3) 福祉施設との情報交換、災害対応方法の検討
- 4) ボランティアとの連携
- 5) 他地区との情報、意見交換及び連携防災訓練

(7) 行政関係者、学識経験者等の専門家との連携

- 1) 企画立案、訓練、検証
担当者、関係者と連携して実施する

(8) 防災教育、啓発活動

●防災意識、知識技能向上の実施

- 1) 講演、講座、研修会を適宜実施
- 2) 防災カルタ取り大会、防災標語大会 1年1回実施
- 3) 『防災しんぶん』 1年1回発行
- 4) 防災グッズ斡旋販売3~4年に1回
- 5) まち角消火器設置推進
- 6) ワークショップ講座（課題と対策）
- 7) 歩き防災（課題の調査、危険箇所発見）
- 8) 防災マップ作製（情報の収集伝達共有）

5. 実践と検証

(1) 防災訓練

- 1) 地区総合防災訓練
2年に1回実施・・・小学校と中学校を交互にメイン会場とする
 - 2) 避難所運営～指定避難所
(A) 運営要領・・・・・・別紙マニュアル
 - * 規模---収容人員
 - * 場所
 - * 避難ルート
 - * 避難所配置図面
 - * 生活ルール
- 実践と図上訓練を2年に1回実施、

- 3) 各単組防災会は単独又は近隣との合同訓練を1年に1回実施
- 4) イベント、行事の際にシェイクアウト訓練を実施
- 5) 防災士の知識技能レベルアップ訓練1年に2回実施

(2) 評価・検証

- 1) 松山市の担当者と連携して実施

(3) 見直し

- 1) 地区総合防災訓練2年1回
- 2) 地区防災計画2年1回を交互に見直し実施する

6. 防災資料

- (1) 防災マップ
- (2) 防災資機材一覧表
- (3) 垣生地区標高（海拔）表示マップ
- (4) 津波避難ビル一覧表
- (5) 災害時協力店・協力者名簿

7. 防災計画に係る資料

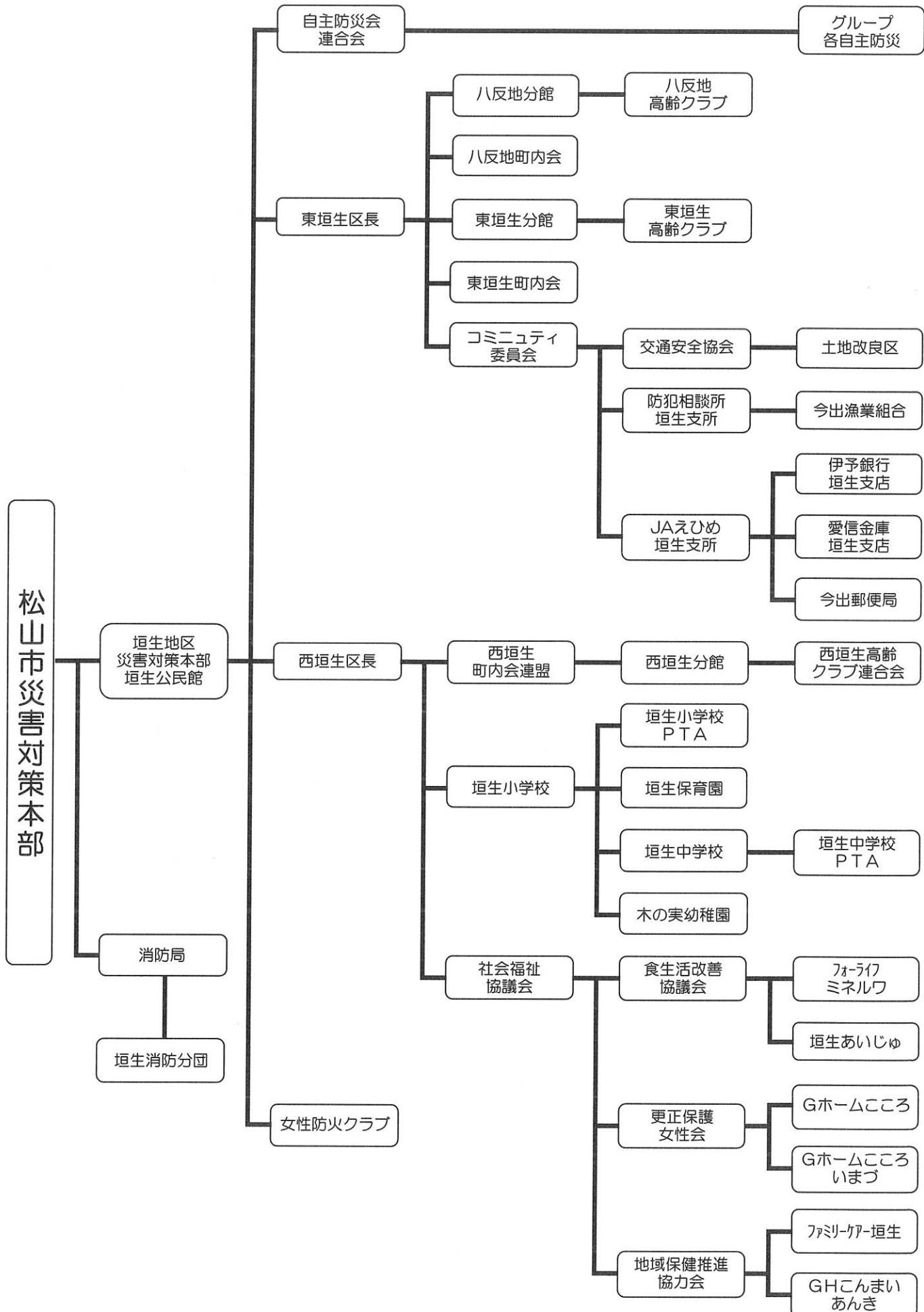
- (1) 実施体制～業務と構成員・・・別紙
- (2) 作成委員会名簿・・・別紙

3. 防災計画 垣生地区特性調査

垣生地区の特性と想定される災害・被害

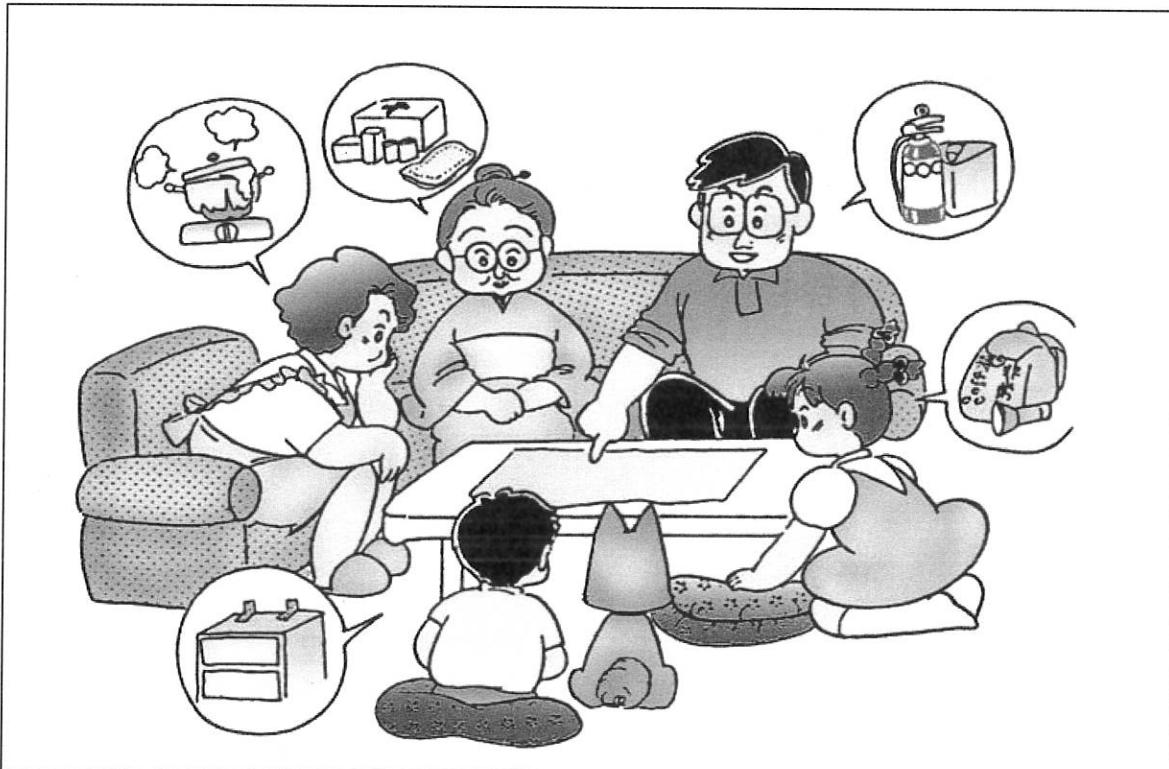
項目	調査	内容	備考
1. 災害予想	(1)地震 (2)津波 (3)大洪水 (4)大雨・豪雨 (5)土砂崩れ (6)台風 (7)竜巻 (8)火災	①昭和南海地震 ②慶長伊予地震 ③伊予灘地震 ④日向灘地震 ①南海地震 ②直下型地震 ①重信川 ②洗地川 ③三反地川 水路・水門 北山墓地 強風 強風 発生・延焼	1946.12.21発生(M8.0) 1596.9.1発生(M7.0) 中央構造線活断層沿いに発生 2014.3.14発生(M6.2) 活発化により要注意 少し時間に余裕あり すぐ来る 1943.7.23決壊 巡回警戒…近年住宅化 巡回警戒…近年住宅化 掃除、避難 巡回、巡回 雨戸、室内待機 強固な室内 避難（狭い塘路有り）
2. 被害想定	(1)家屋 (2)道路 (3)河川 (4)ブロック塀 (5)電柱 (6)浸水 (7)地盤沈下、液状化 (8)ライフライン (9)港湾	倒壊、流出 通行不能 決壊 倒壊、流出 倒壊、流出 床下・床上 倒壊、流出 停止 破壊、材木、船	古い家屋有り 安全通路の確認 高い所が少ない 安全通路の確認 安全通路の確認 高い所へ避難 平常時に対策 代替品を備える 防波堤を強化
3. 現状を知る	(1)歩き防災 (2)文献・古文書を読む (3)学識者、古老による聞き取り (4)防災ワークショップ (5)防災マップ作り	調査発見、知る 過去の災害 伝承、継承 グループ会議 情報収集、伝達の共有	安全安心対策 知識、知恵を習得 知識、知恵を習得 意見、情報交換 防災・減災
4. 地域の課題	(1)家屋密集地 (2)狭隘道路 (3)津波避難場所 (4)工業地帯 (5)貯木場 木材団地 (6)高齢化、福祉介護施設 (7)組内訓練の温度差 (8)危機感の低下 (9)軟弱地盤に家屋 (10)外国船 (11)外国人 (12)帰宅困難者 (13)用水路 (14)空き家 (15)新旧住民	火災延焼 緊急車両通行不能 避難困難 自然と人工の場所確保 化学工場、ごみ焼却場 地震・津波 帰宅困難者 津波被害の拡大 資材在庫品 災害時要配慮者 合同訓練の実施 啓発と教育 沼地、田畠、砂地 入国 船員、技能実習生 企業従業員 危険：排水路に転落 防犯、放火、安全・衛生面 宅地化	火避け地を設ける 小型車両の導入 区画整理 垣生山 外環状線の利用検討 事故発生時の連絡・連携 地元住民との連絡・連携 避難所と人数把握 災害時の対応対策検討 可燃物 把握と避難方法検討 防災に終わりなし 研修会、講演会の実施 基礎の補強工事 今出港不開港検査必要 避難誘導 製造工場、訓練所 高齢者の死亡事故 有効利用の検討 集い

垣生地区緊急連絡系統図＝ネットワーク



大災害時に備え

平常時の防災活動



各家庭で、災害時の安全対策を点検し、整備しましょう。

○○自主防災会

目 次

三つのこころ -----	1
※平常時の防災活動	
<u>1.〇〇自主防災組織図・役割分担</u> -----	2
<u>2.〇〇自主防災組織（指示伝達系統図）</u> -----	3
<u>3.〇〇組役員名簿</u> -----	4
<u>4.班編制</u>	
<u>5.日頃の構え</u>	
● 自 助 ----- 5~6	
1) 耐震診断と補強	
2) 身近な点検と備え ----- 7	
(1) 門柱やブロック塀	
(2) ガラスの飛散防止	
(3) 家具類の転倒・落下防止	
非常持ち出し品の準備 ----- 8	
(1) 非常袋リックサック	
(2) 財布	
(3) 持病の薬	
※ 持ち出し品リスト例	
4) 保存食料品と物資 ----- 9	
(1) ローリングストック	
(2) 食料品店（生活用品）場所確認	
(3) 防災ぐっくの斡旋販売	
5) 家庭内防災会議	
6) ライフラインが止まった時 ----- 10	
(1) 電気が消えたら	
(2) 水道が止まいたら	
(3) ガスが止まいたら	
7) ペット・家畜 ----- 11	
8) 避難	
(1) 避難ルート	
(2) 一次避難場所	
(3) 指定避難所	
(4) 避難時の注意点	
9) 自家用車の活用	
(1) 食料備蓄の保存・地震後余震が続く間の一時的避難場所として	
(2) 備蓄品のストック場所として	
(3) 非常用の電源として	
10) 地震保険	

● 共 助 -----	12
1) 防災活動体制	
(1) 総務班（本部）	
(2) 情報班	
(3) 防火・水防班	
(4) 救出・救護班	
(5) 避難誘導班	
(6) 給食・給水班	
2) 防災訓練 -----	12~13
(1) 総務班	
1) 活動体制づくり	
①ネットワーク・・・別紙	
②防災ニュース	
③街歩き（企画）	
④防災土スキルアップ（企画）	
(2) 情報班	
1) 防災行政無線の設置場所と扱い方	
2) トランシーバーの増設	
(3) 防火・水防班 -----	14~16
1) 消火器の使用方法	
2) 初期消火	
3) 消火栓の位置確認	
4) 小型ポンプ車	
5) 学校プール	
(4) 救出・救護班 -----	17~18
1) 救急箱	
2) AEDの使い方	
3) AEDの設置場所	
4) 要配慮者・避難行動要支援者	
(5) 避難誘導班 -----	19
(6) 給食・給水班	
6.防災教育 -----	20
(1) 防災知識の広報・啓発	
(2) 普及啓発の方法	
(3) 名簿作成役割分担	
(4) 防災マップ	
7.防災資料 -----	21
(1) 垣生地区連合防災組織図ネットワーク	(別紙参照)
(2) 垣生地区連合会緊急連絡系統図ネットワーク	(別紙参照)
(3) 防災資機材の点検整備	
●防災資機材の装備品	
(4) 各種台帳の点検整備 -----	22
(5) 緊急連絡票 -----	23
(6) 指示・伝達・発受信簿-----	24

三つのこころ

一つ、正しくしましょう。
《正 確》

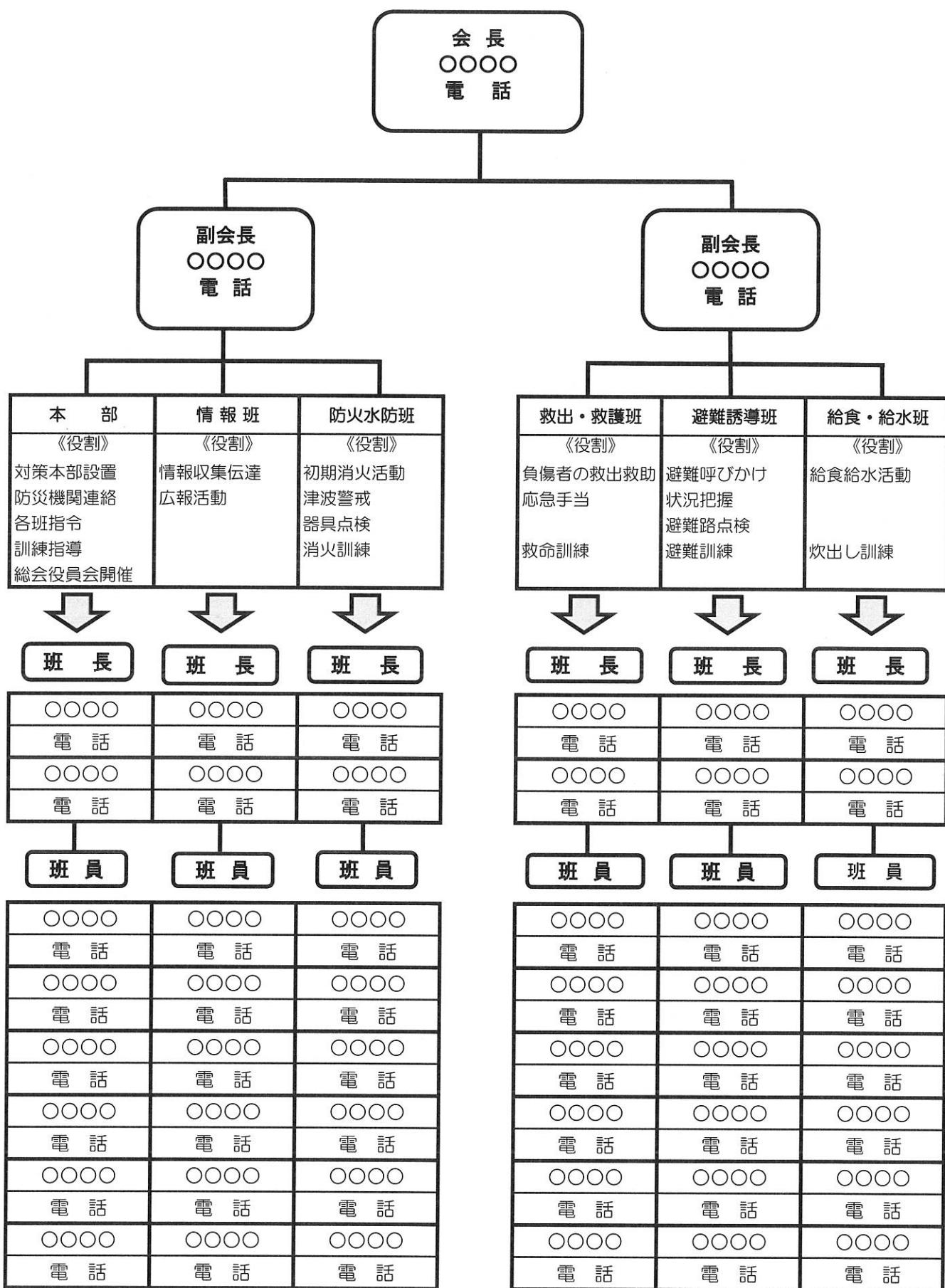
二つ、早くしましょう。
《迅 速》

三つ、助け合いましょう。
《互 助》

平常時の防災活動

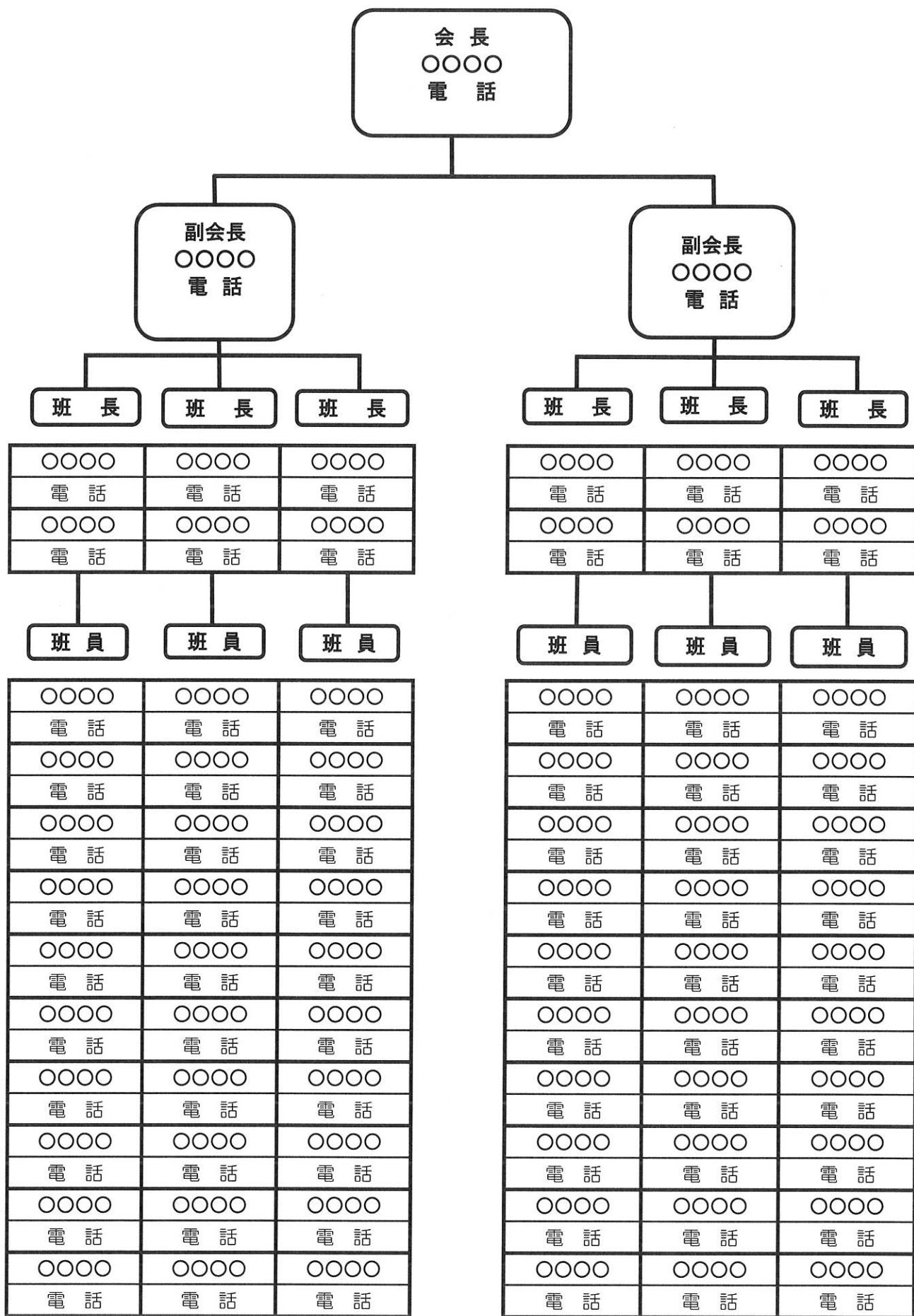
1. 組織・役割分担

○○組自主防災会組織・役割分担



2. 組織図(指示・伝達系統図)

〇〇組自主防災組織(指示・伝達系統図)



3. 役員名簿

○○組役員名簿

役員名	氏名	班名	住所	電話番号
自主防災会長				
総務班長				
情報班長				
消火・防水班長				
救出・救護班長				
避難誘導班長				
給食・給水班長				
防災指導員				

4. 班編制

班編制

班名	担当者	平常時の役割	災害時の役割
総務班 (本部)		全体調整 関係機関と事前調整	全体調整 関係機関との調整 被害・避難状況の全体把握
情報班		啓発・広報 防災マップ	公共機関等からの情報収集・ 伝達
消火・水防班		器具の整備・点検 消防機関との連携	消火器・バケツリレーなどによる初期消火
救出・救護班		資機材・器具の整備・点検	負傷者の救出、応急手当、 救護所等への搬送
避難誘導班		避難経路の点検 要支援者の支援体制整備	住民の避難誘導
給食・給水班		器具の整備・点検 備蓄物資の推奨	炊き出し等の給食・給水活動
防災指導員		地域住民への防災知識の普及・啓発	災害発生時の活動、応急対応、 被害地復旧・復興支援

5. 日頃の備え

- 1) 家庭内の安全点検や地域の危険性などを把握し、避難経路等を平常時から確認しておく。
- 2) 大規模な災害に備え人命を守り、災害の拡大を防ぐため、「自分たちの地区は自分たちで守る」という心構えで、みんなで助け合い地域や家庭の安全点検、防災知識の普及啓発防災訓練など、災害に備えるための活動を行う。

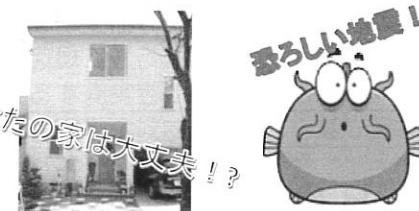
● 自助

1) 木造住宅耐震診断と補強

松山市では、安全で災害に強いまちづくりの実現のため、木造住宅の耐震診断・耐震改修にかかる費用の一部を補助します。

気軽に耐震診断を受けていただける

派遣制度 を実施！



まずは
耐震診断



診断の結果
耐震改修が必要と
判定された場合



建物の
耐震改修

【補助制度】

耐震診断費用の一部を補助します。
補助対象費の1/3 + 2万円以内
で 最大

4万円

・過去の実績

【派遣制度】

耐震診断技術者を派遣します。
住民負担額（評価手数料のみ）

3,000円
(又は、9,720円)

耐震改修等費用について最大114万円の補助！

改修工事費が90万円までなら工事費の自己負担額は0円

【改修工事費用】

補助対象費の額で、最大

・過去の実績：60万円 から600万円程度で、平均約180万円

90万円

【改修設計費用】
補助対象費の2/3以内で、最大

20万円

・過去の実績：15万円 から 50万円程度で、平均約 34万円

【工事監理費用】

補助対象費2/3以内で、最大

4万円

※耐震診断・耐震改修は「登録業者」が実施する必要があります。

受付期間等

4月下旬から翌年1月まで

先着順に受付し、予算が無くなり次第終了します。(※お早めにお申し込みください。)

※お問い合わせ先：松山市・建築指導課 TEL 948-6512

【対象となる木造住宅】

- ①昭和56年5月31日以前に着工された1戸建ての木造住宅
(※枠組壁工法、丸太組構法、大臣等の特別な認定を得た工法のものは対象外)
②階数が2階以下で、延べ床が500m²以下のもの

【A. 松山市木造住宅耐震診断事業（補助制度）】

○対象者	対象となる住宅の所有者
○対象となる 耐震診断	「愛媛県木造住宅耐震診断事務所」の登録を受けた建築士事務所が、「愛媛県木造住宅耐震診断マニュアル」又は一般財団法人日本建築防災協会が定める木造住宅の耐震診断と補強方法に規定する一般診断法及び精密診断法（時刻歴応答計算による方法を除く。）に基づき実施する「耐震診断」
○補助金の額	補助対象経費の3分の1+2万円、限度額4万円（※補助対象経費の額以内）

【B. 松山市木造住宅耐震診断事業（派遣制度）】

○対象者	対象となる住宅の所有者
○派遣制度の概要	「愛媛県建築士会木造住宅耐震診断技術者派遣名簿」に登載された耐震診断技術者を派遣し、耐震診断を行います。
○住民負担の額	評価手数料の3,000円 又は、9,720円（評価機関による）

【C. 松山市木造住宅耐震改修等補助事業】

○対象となる 木造住宅	①昭和56年5月31日以前に着工された1戸建ての木造住宅で、耐震診断を実施し評価を受けた結果、補強が必要と判断された住宅 ②既存木造住宅に、明らかな法令違反がないもの
○対象となる工事	対象となる工事は、耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満であり、地震に対して安全な構造となるように耐震改修工事（基礎を含む）を実施し、上部構造評点が1.0以上となる工事
○対象者	対象となる住宅の所有者（登記簿等にて確認） 市税等を滞納していない者（完納証明添付）
○対象となる 耐震改修工事	・「松山市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱」に基づき実施する「耐震改修工事」 ・改修設計者及び工事監理者は「愛媛県木造住宅耐震診断事務所」の登録を受けた建築士事務所 ・耐震改修工事業者は、「愛媛県木造住宅耐震改修事業者」の登録及び建設業法第3条第1項に規定する許可（建築）を受け、リフォーム瑕疵保険に加入可能な市内に事務所を置く業者
○補助金の額	・耐震改修工事費：補助対象経費の額で、限度額90万円 ・改修設計費：の3分2、限度額20万円 ・工事監理費：の3分2、限度額4万円 ※耐震改修工事を実施しない場合は、補助対象外

※補助対象経費に消費税を含めないでください。

※耐震改修工事に係る部分の補助金を耐震改修工事業者が直接受け取ることのできる代理受領制度を利用できます。

* 申し込み方法等

- ・補助申請については必要書類を添え、建築指導課窓口に提出して下さい。（郵送不可）
- ・申請様式については、窓口で配布、並びに松山市ホームページに公開しています。
- ・耐震診断・改修等を希望される方は、建築指導課窓口で、事前相談を受付けています。
- ・相談の際に、補助の対象となるかどうかを確認いたしますので、建築確認通知書や建物の登記簿謄本等を揃えて相談下さい。これらの書類の写しは、申請時に必要になります。

問い合わせ先：松山市都市整備部建築指導課 TEL948-6512

鑑察・防災担当 FAX934-0640

2. 身近な点検と備え

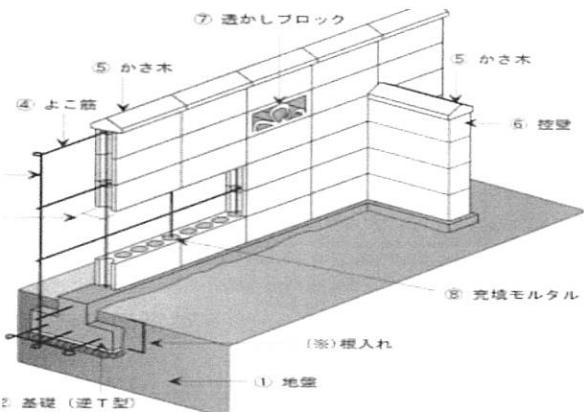
①門柱やブロック塀

門柱やブロック塀は、見かけはしっかりしていても基礎の根入れがなかったり、鉄筋が入っていないなど、安全でないものがあります。

避難路や緊急輸送路に面したブロック塀が倒壊した場合、避難が遅れたり緊急車両等の通行の妨げになりますので、ブロック塀のある家にはぜひ点検・改善の実施を呼びかけて下さい。



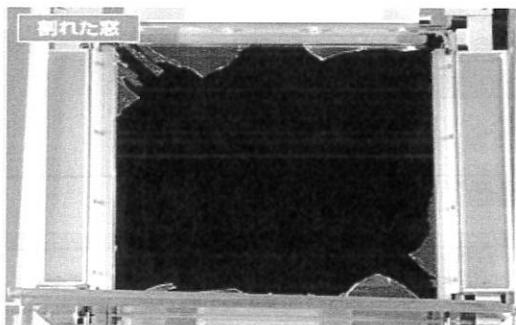
ブロック塀が崩れたところ



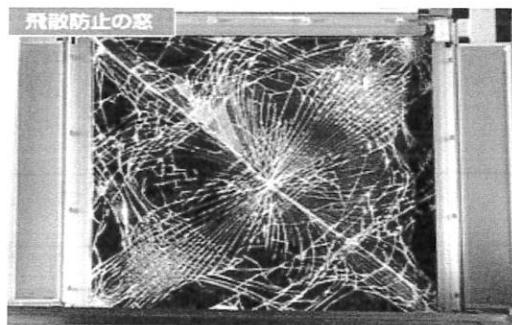
ブロック塀の補強

② ガラスの飛散防止

阪神・淡路大地震では、ガラスの飛散による負傷者が出ています。強化ガラス等に取替えたり、ガラス飛散防止フィルムを貼ることで防止できます。



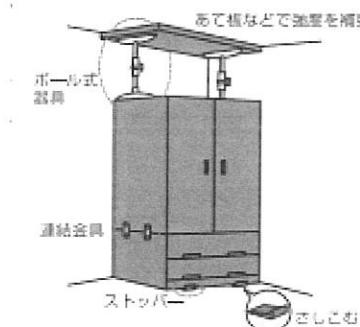
割れた窓



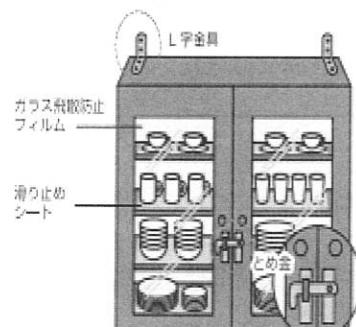
フィルム貼った窓

③ 家具類の転倒・落下防止

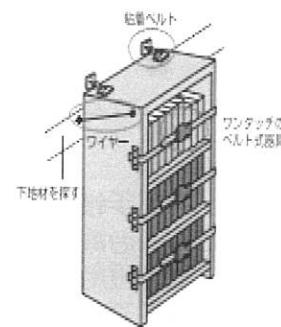
家具の転倒による被害を防ぐため、タンス、食器棚などの家具は、動かない様あらかじめ固定しておきましょう。冷蔵庫、テレビと言った電化製品などにも注意が必要です。



箪笥の転倒防止



食器棚の転倒防止



本棚の転倒防止

3) 非常持ち出し品の準備

避難時にすぐに取り出せる場所に保管し、家族の人数に合わせて用意して下さい。
当面暮らせるだけの食料・飲料水（7日分）、救急医薬品、日用品、貴重品等を準備しましょう。



①非常用袋
リックサック (防災用銀色のリック・普通のリック)

②現金 (小銭があれば公衆電話等に役立つ)

持ち出し品リスト例

区分	内容
食 料	7日分 主 食： 米、乾パン、インスタント食品など 副 食： 漬物、梅干し、つくだ煮、缶詰など 調味料： みそ、しょうゆ、塩など
飲料水	1人につき、1日3リットルの水を最低7日分
救急医療品	包帯、絆創膏、減菌ガーゼ、三角巾、体温計、はさみ、ピンセット、傷薬、目薬、解熱剤、かぜ薬、常備薬など
非常持ち出し	携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池、現金、貴重品、衣類、タオル、ティッシュペーパーなど
身近なところ	夜寝ているときにも、身近なところに懐中電灯、ラジオ、靴又はスリッパ等を置いておきましょう。 (素足では、割れたガラス等でけがをします。)
赤ちゃんがいる家庭	ミルク、ほ乳瓶、哺乳食、負ぶい紐、バスタオル又はベビー毛布などを用意しておきましょう。

③ 持病の薬

お薬手帳の重要性非常袋へ入れておく必要があるか地震などの災害時でもスムーズに薬物治療を受けるためのツールとして「おくすり手帳」への関心高まっています。

薬の服用履歴やアレルギーの有無などを記録しておくことにの手帳、2011年の東日本大震災でも重要な役割を果たしました。

熊本地震の発生を受けて、その大切さが改めて認識されています。

4) 保存食料品と物資

①ローリングストック

1週間分の回転

循環備蓄を心がけよう・・・・ 購入 → 備蓄 → 消費 → 購入 → 備蓄

②食料品店（生活用品）

場所の確認・・・・スーパーうごもり西垣生店・セブンスター垣生店

フジ垣生店・ダイキ垣生店・コープ余戸店・コンビニ

③防災グッズの斡旋販売

5) 家庭内防災会議

災害発生時には、家族の身の安全を守るために、家庭内で役割を決めておくことも重要です。日頃の防災対策や突然地震が発生した時に誰が何をするか。また、家族が離ればなれになった時にはどこに集合するかなど、あらかじめ決めておくようにしましょう。

家庭内で定期的に防災会議を行いま

(1) 地震が起きた時の身の守り方

(2) 家族がバラバラに離れている時に災害が発生した場合の連絡方法

(避難場所での待ち合わせは、何時に〇〇まで詳細に決めて置く。できれば複数箇所)

(3) 避難場所とそこへ行く道順

(4) 火の始末、非常持ち出し品など災害時における家庭での役割分担

(5) 応急手当の仕方

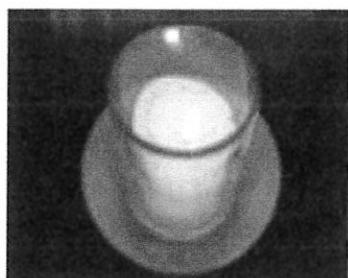
この資料は、町内における活動用として作成したものです。また、近隣自主防災組織との協力体制が必要なこともあります。今後の課題としたい。

6) ライフラインが止まった時

①電気が消えたとき

● ローソクを使う

準備としてローソク30cm程のものを準備する。安定のいいコップの中に立てる。皿など平らなものに立てると余震などで倒れ火災につながる。



● 懐中電灯

乾電池の単一とラジオ用の単三を多めに備蓄しておくとよい。もっとベストなのは手回し充電のラジオと懐中電灯が一体となったもの、携帯電話が充電できるのもいい（1台6役）

3WAY LEDライト・FMラジオ（携帯電話充電器付き！）

（防災秘策！）

手動充電、アダプター充電、ソーラー充電、DCモーター、FMラジオ
LEDライトの携帯電話対応・FMラジオ

- 警報音の機能！）
- 携帯電話の充電ができれば「ワンセグ」でテレビが見れる。ラジオだけだと情報は入って来るが、テレビだとより情報が一層わかりやすい。

②水道が止まつたら

● 水

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災では、断水戸数が約130万戸、断水日数は最大90日と、水道施設に甚大な被害を生じました。

このため、震災直後の消防用水、避難者の飲料用水、生活用水等のあらゆる場面で水が不足し、河川水や海水を用いて消防活動を行ったり、井戸水やプールの水を生活用水に用いたりといった状況が伝えられた。

● 現行の地域防災計画では、どのような「給水計画」が策定されているか。

現在策定されている地域防災計画の給水計画では、主に1日1人当たりの必要水量や、応急給水槽等の水源位置給水方式等が給水対策に示されています。

● 水道

水道の復旧には、1週間程度はかかるのでそれまでは給水と雨水で乗り切る。

給水所まで買いに行くしかない。井戸水があれば活用できる。

ただし、モーターが使えないでの汲み取り式で。

● 井戸水の活用

飲み水には使用しない。トイレや食器の洗い物に使用する。

● 溝ぬ水

便座、便器等の便器用品及び化粧室設備や栽培用器（植木鉢）、藩種用鉢などの分野に置いて活用されるキーワードであり。

● 風呂水

トイレの流す水に……トイレのパイプが壊れていなければ。

③ガスが止まつたら

垣生地区は、都市ガスでないので、ガスのボンベやホースに問題がなければ使用は可能だが！

卓上コンロがあるので、ガスボンベを備蓄しておくと便利。

- 七輪と炭があれば役立つ
- ストーブと灯油の買い置きがあれば効果的

7) ペット・家畜

家族でよく話し合っておく

8) 避難

① 避難ルート

避難ルートの確認(地域によって違いますので確認しておきましょう)

② 一次避難場所

各自主防災会で話し合っておきましょう。

③ 指定避難所

各組内自主防災会の指定の避難所へ（垣生小学校or垣生中学校に）

④ 避難時の注意点

●電気ブレーカー ●伝言メモ ●ペットの処置
避難場所や待ち合わせ場所等を財布等に入れておきましょう。

9) 自家用車の活用

① 食料備蓄品の保管 ・地震後余震が続く間の一時的避難場所として

建物が倒壊までは至らぬとしても、かなりの被害を受けた状態では余震が続いている間は安心して建物内に留まっていることは出来ません。とりあえず車の中で様子を見ることが起ります。

実際、今回の熊本地震では、車の中で一時的な避難場所として利用されていた人が多かったです。

② 備蓄品のストック場所として

地震や火災で建物が損傷・焼失して、折角備蓄しておいた取り出せなくなってしまっては何にもなりません。そういう意味では、条件さえ揃えば格好の場所と言えます。ストック品も分けて置く必要があります。

③ 非常用の電源として

車には予め高容量のバッテリーが積まれていますし、燃料が続く限りは発電することができます。災害時にラジオやテレビ(装備されていれば) 視聴することができます。また、シガーケットからモバイル機器の充電,USBケーブル充電できるアダプター(各種) を準備しておけば、いざと言う時に役立ちます。

10) 地震保険

火災保険だけでは、地震・噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする損害は補償されません。

地震保険では、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没・流失によって、保険の対象である建物または家財が損害を受けた場合の保険です。

※ 地震等による損害を補償するためには、契約の火災保険に地震保険を付帯して、ご加入いただぐ必要があります。

地震保険は、昭和41年に地震保険制度が発足しました。

共 助

1) 防災活動体制

1) 総務班（本部）

- 全体の調整
- 関係機関との事前調整
- 別紙参照

2) 情報班

- 啓発・広報

3) 消火・水防班

- 器具の整備・点検
- 消防機関との連携強化の取り組み
- 消火器の使用方法

4) 救出・救護班

- 救出資器材・器具の整備・点検

5) 避難誘導班

- 避難経路の点検

6) 給食・給水班

- 給食資器材の備蓄物資整備・点検

2) 防災訓練

1) 組内での訓練実施 ①組内訓練は1回/年実施する。シェイクアウト訓練など

2) 垣生地区自主防災会連合会の防災訓練は、1回/2年(垣生小学校&垣生中学校)で交互に実施。

3) 近隣の自主防災会との合同防災訓練も今後の課題

- 他団体との連携した訓練の実施

大規模災害が発生した場合、一地域の自主防災組織だけで対応することは困難になる。
近隣の自主防災組織や地域の消防団、社会福祉協議会、事業所、学校及び災害ボランティア等と情報交換を行い、助け合う協力体制が必要。

平常時から、関係団体との連携を密にすることによって、災害時に一体となって防災活動を行うことができる。

[消防・消防団との各種訓練]

初期消火、救出・救護の訓練の際に、専門的知識を有する消防・消防団員の指導を受けながら訓練を実施する。

[学校等との避難所運営訓練]

避難所の開設、施設管理や被災者の配置、情報伝達、生活必需品の配給や給食等の訓練を実施する。

また、災害ボランティアコーディネーターとの連携を踏まえた、ボランティアの受け入れ調整訓練も併せて実施することも大切です。

(参考) 災害時における避難所運営管理マニュアル(松山市作成)

[社会福祉協議会等との避難訓練]

社会福祉協議会等との合同訓練によって、災害時要援護者の避難支援体制を確認する。

[事業所との合同防災訓練]

事業所も地域の一員であるため、災害時の応援協力体制を整備するための訓練を行う。資機材の借用方法、物資の提供可否等を事前に協議することが必要。

1) 総務班

(1) 活動体制づくり

- ①ネットワーク・・・・・・別紙
- 構築

②防災ニュース

- 防災新聞の発行などで、地域住民へ情報提供

③街歩き（企画）

- 歩き防災等で地域を見て歩き、危険箇所や過去の災害事例等を調査する

④防災士スキルアップ（企画）

- 2回／年実施 ● 防災士研修会等

2) 情報班

(1) 防災行政無線の設置場所と扱い方

- 災害情報の収集伝達体制を強化するため、平成26年10月からデジタル防災無線の運用開始

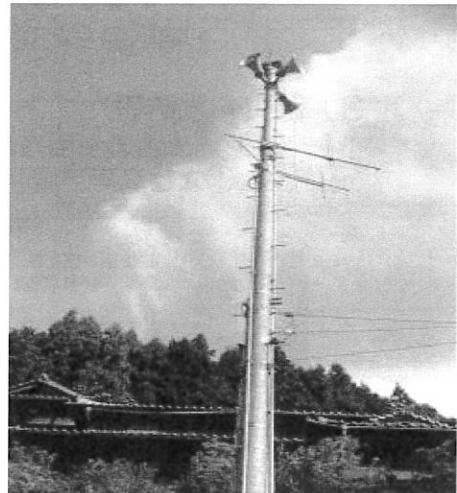
●主な特徴

- ①従来のアナログ方式と比較して、音声が明朗です

- ②市の災害対策本部と無線機器を設置している避難所との間で、無線による双方方向通信ができる

- ③屋外拡声子局を（50局）に追加し、一斉放送の伝達可能な範囲が広がる

- ④津波対策として、沿岸部の屋外拡声子局の主要部分を地上5mの位置に設置している



屋外拡声子局



戸別受信機

●垣生地区の防災行政無線屋外拡声子局設置場所

管理番号	局名	所在地	付加機能
190	奥土居公園	東垣生町694-1	
191	西垣生公園	西垣生町1066-7	双方通話
192	（木の実花壇）	西垣生町1999-3先	文字表示装置
193	大新田	西垣生町286	
194	垣生中学校	西垣生町486	双方通話

●テレホンサービス（電話番号089-986-7755）

内 容

市が一斉放送した後、その内容を電話で確認できるサービスです

※通話料は利用者負担です

※放送から4時間経過後は利用できません

※電話が込み合った場合、通話中になることがあります。しばらく経ってから掛けて下さい

利用方法

- ① 自宅等の電話番号 → テレホンサービス (089-986-7755) に放送した内容が流れる。
- ② メッセージの選択を置かぬ場合、メッセージ再生中に、プッシュホン信号の出る。電話機から
#1 1つ前のメッセージに戻ります。
#2 現在聞いているメッセージの冒頭に戻ります。
#3 次のメッセージに進みます。
#4 最初のメッセージに戻ります。

(2) トランシーバーの増設

- ・地区自主防災会役員全員及び避難所運営組織各班長あたりまで持つ必要な数字？

3) 防火・水防班

(1) 消火器の使用方法

- ① 大きな声で周囲の人々に火災を知らせ、消火器を火災場所まで運ぶ。



重要 初期消火に失敗した場合に備えて、必ず避難路を確保してから初期消火に当たって下さい。

- ② 消火器の安全ピンを抜く



- ・ 消火器の安全栓（安全ピン）を上方に向かって強く引きます。（ストッパーが倒れレバーが握れるようになります）

- ③ ホースを外し火元に向ける

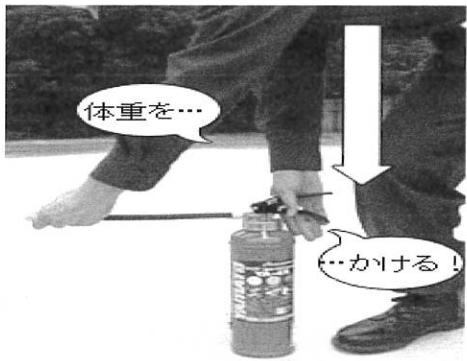


- ・ ホース先端のノズルをしっかりと持ち、消火器本体から外してホースを火元に向けます。
- ・ ホースの外し方は、消火器によって異なりますので、それぞれの消火器を確認して下さい。

- ④ レバーを強く握る



- ・ レバーを強く握ると消火薬剤が放射されます。
- ・ ホースが強く振られますので、ホースの先端のノズルをしっかりと握って下さい。



参考：手だけでレバーを握りきれない場合は、消火器を足下に置き、肘をまっすぐに伸ばし体重をかけて消火薬剤を放射させます。

⑤放射する

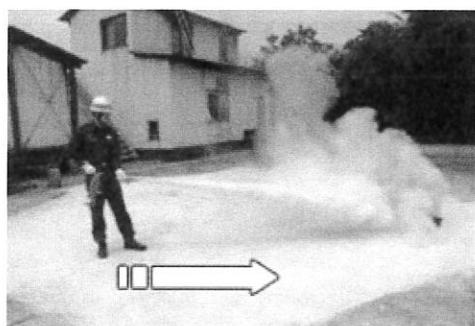


- 燃えている物から3~5メートル程度の距離を取り、あまり近づきすぎないようにして下さい。
- 炎と煙に惑わされることなく、燃えている物をねらって下さい。



手前からホウキで
掃くようにします。

- 燃えている物を見極め、手前からホウキで掃くようにホースを操作して消火して下さい。



- 火勢が弱まって来たら、少しづつ近づきながら火元に向かって確実に放射します。

⑥初期消火成功



- 消火器の薬剤は、全て出し切って下さい。

重要!! 消火器における初期消火を中止する判断基準

天井に炎が届く、又は天井に燃え移った時点で消火器による初期消火はできないと判断して下さい。

その場合は、速やかに初期消火を中止し、最初に確保した避難路を通って避難する。

重要!! あなたの消火器は大丈夫ですか?

腐食・変形・傷がある消火器を使用すると大変危険です!

また、使用期限（おおむね10年）を過ぎたものや失効消火器については、使用しないで下さい。

※消火器は、ゴミとして破棄することはできません。（消防署では引き取りは行っていません。）

メーカー等により回収・リサイクルを行っておりますので、メーカーや購入した販売店にお問い合わせ下さい。また、(社)日本消火器工業会は、古い消火器を安全に回収・破棄する為に、消火器リサイクルシステムを運用しています。

(2) 初期消火

- イベントなどで実施
- ※的当て



(3) 消火栓の位置確認

- 地区（西垣生・東垣生）の消火栓位置確認と整備利用

(地下式消火栓)



地下式消火栓

(地上式消火栓)



地上式消火栓

(4) 小型ポンプ車

- 導入の可否検討

(5) 学校プール

- 満水にしておくことで非常時に活用できるが、溜めておくことでのデメリットも？
(最近、夏休み期間中プールの使用がなされていないことと、冬場に水を溜めることでこけが発生することも考えられるその対策が必要?)

4) 救出・救護班

(1) 救急箱

- 強化充実・・・救急用品の補充と最少限必要品および使用期限の確認
- 救急箱の救急用品の定期点検実施（1回／年）

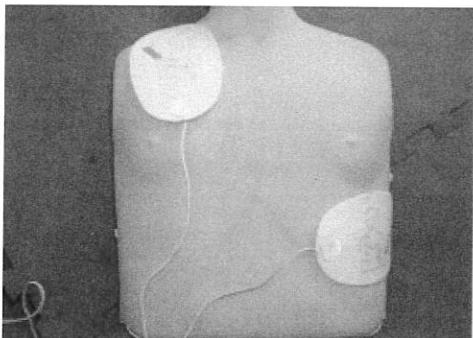
(2) AEDの使い方



まずは・・・

電源ON！

AEDの電源を入れます。
AEDの種類によっては、ふたを開けると電源が入るものもあります。

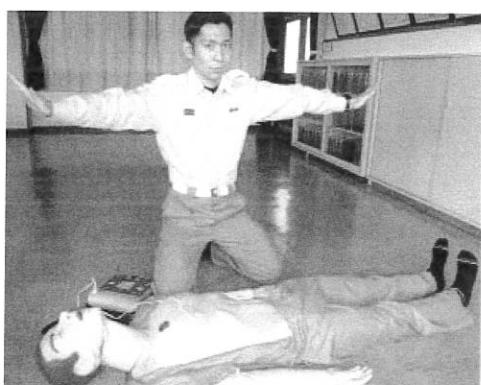


あとは、音声の指示に従って・・・

パッド（電極）の装着

衣装をはだけ、何も着けていない胸にパッド（電極）を貼り付けます。
貼り付ける場所は、パッドに絵が描いてありますが、おおむね心臓を挟むような位置に貼り付けます。

胸の金属・水分（汗など）があると、効果が低くなる場合があるので除去して下さい。



□機械が心臓の波形（心電図）を読み取ります

コネクターを挿し、パッドと機械をつなげます。
(機械によっては、最初からつながっているものもあります)

パッドと機械がつながると、自動的に解剖（心電図の読み取り）が始まり、除細動が必要な心電図ならば『除細動が必要です』のメッセージが流れるとともに充電を開始します。

この際には、誤作動を防ぐため、並びに除細動を行う際に、感電することを防ぐため、自分の周りすべての人が患者に触っていないことを確認して下さい。



□そして・・・除細動

除細動の準備が整ったら、点滅するボタンがあるので、それを押すと除細動がなされます。
除細動が完了すると『直ちに胸骨圧迫を開始して下さい』などのメッセージが流れるので、これに従って直ちに胸骨圧迫を開始します。

心肺蘇生を再開して2分など経ったら、除細動後は再度解剖が始まりますので、患者には触らないで下さい。

再度『ショックが必要です』のメッセージが流れたら、再度誰も触っていないことを確認してから、除細動を行って下さい。

『ショックは必要です。直ちに胸骨圧迫を開始して下さい』とメッセージが流れたら、これに従って直ちに胸骨圧迫を開始します。



(3) AED設置場所

●設置場所の確認

平成29年4月1日現在

No.	設置場所名	個数	住 所	備 考
1	垣生公民館	1	西垣生町1228	玄関ロビー
2	垣生中学校	3	西垣生町 418	職員室・体育館・保健室
3	垣生小学校	4	// 730-1	職員室・東体育館・校庭トイレ・保健室前
4	垣生保育園	1	西垣生町742-1	事務室
5	空港東テニスコート	1	東垣生町 886-1	管理室
6	東垣生健康増進センター	1	// 636-12	事務室
7	ファミリーケア智温苑	1	西垣生町 1184-5	事務所
8	藤井歯科医院	1	西垣生町599-1	
9	木原英幸歯科	1	西垣生町539-4	
10	うらす梅本歯科	1	西垣生町254-8	
11	DCMダイキ垣生店	1	西垣生町234	
12	鶴居産業(株)乾燥工場	1	西垣生町1783-6	
13	鶴居産業(株)	1	西垣生町1885	
14	(株)E-SOLAR松山工場	1	西垣生町1800-2	
15	四国アストモガス(株)	1	西垣生町1800-7	
16	帝人(株)松山事業所南地区	1	西垣生町2345	
17	伊予銀行垣生支店	1	東垣生町182-1	
18	(株)ユタカ	1	西垣生町822-2	
19	コマツリフト(株)	1	東垣生町864	
20	日進海運(株)	1	西垣生町1848-11	
21	(株)K・B・S・シ-松山第三工場	1	西垣生町2889	
22	四国キャンティ(株)フジフィッタルビ 垣生店	1	西垣生町207-2 フジ垣生店内	
23	保育園フォーキィズ ミネルワ	1	東垣生町903-1	
24	(株)ジャパンエンジニアカンパニー	1	東垣生町60-1	
25	和田医院	1	西垣生町776-3	
26	木の実幼稚園	1	西垣生町 1690	
27				
28				
29				
30				

(4) 要配慮者・避難行動要支援者

※災害対策基本法の改正

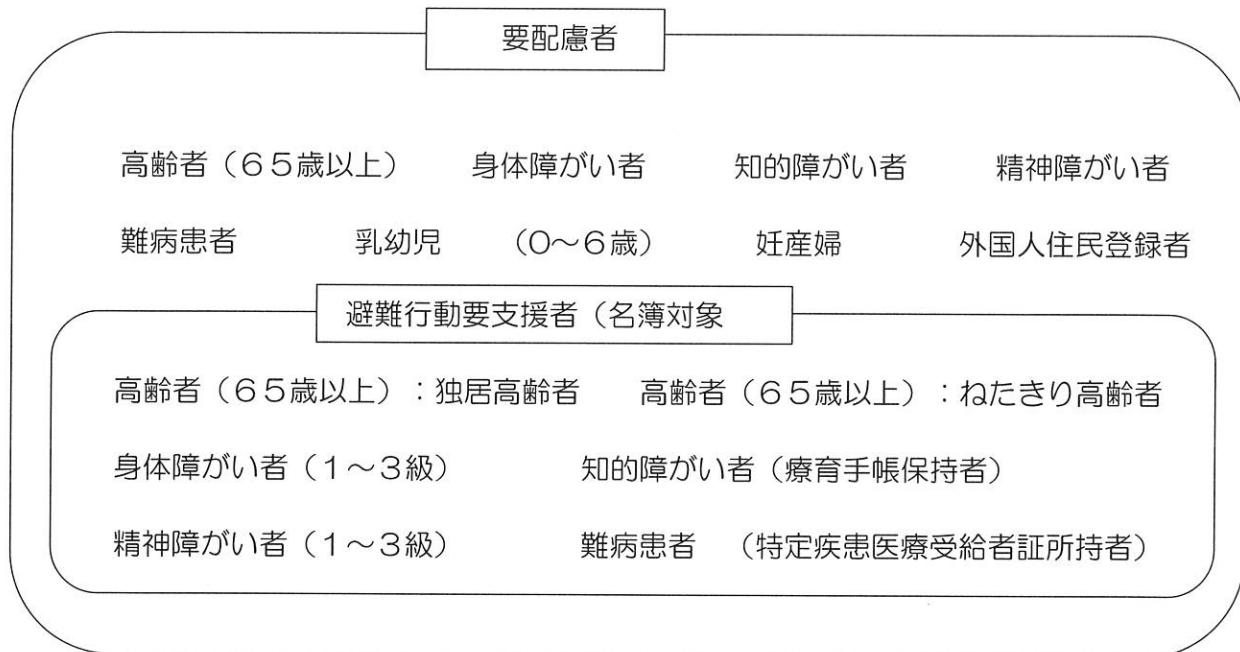
災害時要援護者対策については、これまで国としては「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」(平成18年3月)を示し、市町村にその取り組みを周知してきました。

しかしながら、平成23年の東日本大震災においては、被災地全体の死者数のうち65歳以上の高齢者の死者数は約6割であり、障害者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍に上った。他方で、例えば、消防職員・消防団員の死者・行方不明者は281名、民生委員の死者・行方不明者は56名にのぼるなど、多数の支援者も犠牲となった。

こうした東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年の災害対策基本法の改正において、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援がなされるように定められた。

○改訂後のイメージ

(配慮対象者は「要配慮者」、名簿対象者は「避難行動要支援者」)



※上記の区分は松山市地域防災計画において明記している

(5) 避難誘導

- 地区住民を安全な場所などへ誘導します
- 避難ルートの確認
日頃より確認しておく
- 一時避難場所の確認
日頃より確認しておく
- 指定避難場所
基本は組内で決めて置く
①垣生小学校 ②垣生中学校 ③垣生公民館 ④木の実幼稚園
- 危険箇所の確認
歩き防災等のイベントに参加し、地域の危険箇所を知って貰うことも大切。
- 要配慮者の避難支援

(6) 給食・給水班

- 給食・給水班
大規模な災害が発生した時、電気、水道、ガスの供給が一時ストップしてしまうことがあります。それに、食料品の不足も予想されます。
給食・給水班員は、食糧品や水を供給してくれる食料品店、井戸水を調査し、確保するよう努めましょう。
(水、食料品は、みんなで分け合いましょう)
給食・給水班員は、食料品や水、救援物資等の配布に於いては、すべての人に平等に、しかも迅速に配給しましょう。
炊出し用具、機材を点検し何時でも持ち出せるよう準備する。
- 食料品
備蓄の奨励（備蓄品と非常持ち出し品項参照方）
- 炊出し訓練
組内やいろいろな炊き出し訓練があれば積極的に参加して参考にする。

松山市災害用備蓄物資

平成28年12月1日現在

	品 目	備蓄量
食料品	缶詰食品	6,246食
	乾燥米	32,650食
	レトルト食品	31,934食
	その他	5,450食
合 計		76,280食
離乳児向け食品	アレルギー用粉ミルク(800g入り缶)	40缶
	キューブミルク[1袋5個入り(27g) 24袋]	80セット
	離乳食	600食
	保存用ビスコ[1袋15枚入り60袋]	9箱
生活必需品	毛布	21,301枚
	紙おむつ(乳幼児用)	13,190枚
	紙おむつ(大人用)	4,210枚
	生理用品	37,156枚
	日用品セット【タオル1枚・ポケットティッシュ1個・石けん1個・歯ブラシ1本・歯磨き粉2個】	51,604セット
医薬品等	多人数用救急箱(50人用)	144箱
その他	簡易トイレ	4,130個
	担架	99台
	ブルーシート	4,317枚
	非常用飲料水袋	30,500枚
	カセットコンロ	510個
	カセットボンベ	1,670本
炊飯器	哺乳瓶	1,600本
	多人数用炊飯器	3台
飲料水	長期保存水(500ml入りペットボトル)	18,744本
	野菜ジュース(190g缶)	300缶
	飲料水兼用型耐震性貯水槽	
	新玉小学校 50,000ℓ	
	勝山中学校 100,000ℓ	
	道後中学校 100,000ℓ	
	雄郡小学校 100,000ℓ	350,000ℓ

6. 防災教育

(1) 防災知識の広報・啓発

災害時に自主防災組織が効果的に活動、災害による被害を最小限に食い止める為には、地域住民が防災に関する正しい知識を持っている必要がある。

その為に、様々な機会をとらえて、継続的に防災知識の普及・啓発に取り組むことが重要です。

(2) 普及啓発の方法

- ・地域の行事やイベントの中で、防災に関することを取り入れ意識啓発する。
- ・県・市や消防機関等の講習会や研修へ積極的意に参加する。
- ・防災に関する知識やパンフレットを作成し配布する。

- 防災カルタ取り大会
- 子ども防災学習会
- 組内の自主防災会も同様
- 防災講演会

(3) 名簿作成役割分担

- 地区自主防災会連合会組織表に沿って各班で役割の決定
- 組内の自主防災会も同様

(4) 防災マップ

- 防災マップの作成見直し

7. 防災資料

- (1) 垣生地区連合防災組織図ネットワーク (別紙参照)
- (2) 垣生地区緊急連絡系統図ネットワーク (別紙参照)
- (3) 防災資機材の点検整備

地域の実情の応じて、必要な資機材を準備しておき、日ごろから点検や使用方法の確認をしておきましょう。

● 防災資機材の装備品

※防災資機材の点検は定期的に実施する。

区分	品名
本部運営用	ヘルメット、防災無線機、携帯電話
消火活動用	消火器、バケツ、消火栓用ホース
救出救護用	スコップ、バール、ハンマー、鋸、ジャッキ、ロープ、リヤカー、担架、毛布、救急医療セット
避難誘導用	ハンドマイク、強力ライト
情報用	防災無線機、携帯電話
給食・給水用	釜、鍋、ポット、包丁等
防災倉庫	自主防災倉庫その他当該倉庫に必要な備品

(4) 各種台帳の点検整備

自主防災組織に必要な台帳は、自主防災組織台帳、世帯調査台帳、人材台帳、要援護者台帳などがある。これらの台帳は「組織内にどのような人がいるのか」「災害時に技術的に活用できる人はいるのか」「特に支援を必要とする人は何人いるのか」などを把握するのに必要になります。これらは一度に作成するのは難しいので作成できる台帳から徐々に整備していく必要があります。

リーダーは、常にこうした台帳を更新して「誰がどこに」いるかを的確に認識しておくと共に学校、消防団、民生委員等の連携が求められる。

また、これらの台帳については、プライバシーに関わる事項があり、保管方法には十分注意が必要がある。

台帳名	内容
自主防災組織台帳	組織の世帯数、役員、防災訓練、講演会、防災学習会（子ども防災学習会も含む）等の活動の状況や危険、個所自主防災組織の概要を記録したもの。人数や資機材などは、毎年点検して見直す必要あり。
世帯台帳	世帯ごとに、構成員の属性や居場所について記入する台帳です。この台帳は、避難所での世帯人員確認や怪我をした場合の血液型の確認などに活用。ただし、プライバシーに触れる項目については、記入しないでもよいような配慮も必要。
人材台帳	災害時の応急救護や救出救助に活用できる資格（医師、看護師など）、技能（消防団員、重機操作等）を持った人材をまとめて置く台帳
避難行動要支援者台帳	自主防災組織内で介護が必要な人など、災害弱者を把握するための台帳、事前に避難誘導の担当者を決めたり、避難所での対応するうえで重要、作成に当たっては民生員の協力が必要です。

※ 避難行動要支援者：高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等

緊急連絡票

No. _____

日 時	平成 年 月 日 時 分		
発信者名		受信者名	
現在の住所・目標			
何が（誰が）			
どうして			
(原因・理由)			
どうなっている現場・現在の状況			
負傷者の有無程度			
今後予想される状況			
現在の措置			
応急措置の必要性			
避難の必要性			
そ の 他			

指示・伝達・発受信簿

No. _____

主 題	時 間	発 信 者	受 信 者	内 容
	月 日 時 分			
	月 日 時 分			
	月 日 時 分			
	月 日 時 分			
	月 日 時 分			
	月 日 時 分			
	月 日 時 分			
	月 日 時 分			
	月 日 時 分			
	月 日 時 分			
	月 日 時 分			
	月 日 時 分			
	月 日 時 分			
	月 日 時 分			
	月 日 時 分			

発災直前の活動マニュアル

垣生地区防災計画

作成委員会

★発災直前の活動

災害の発生となる情報を得たら直ちに、防災・減災の処置に努める。

● 自助

(1) 災害の種類

- 1) 地震 2) 津波 3) 大火事 4) 台風・高潮 5) 豪雨・洪水 6) 異常高温（猛暑）

(2) 情報収集

- 1) テレビ、ラジオ、携帯電話

- 2) 災害情報メールサービス

* 「モバイル松山消防」への事前登録必要・・・無料

- 3) エリアメール（緊急速報メール）

* 携帯電話事業者が提供するサービス

* 津波警報 * 災害・避難情報 * 弹道ミサイル情報

* 緊急地震情報

P・S波とは（P波5~7km/秒 S波3~4km/秒）

- 4) 防災行政無線（5か所）

* 設置場所（垣生公園、木の実橋、大新田公園、中学校、奥土居神社）

- 5) 広報車・消防車両

- 6) 自然現象の変化

* 観天望気

* 地域の危険個所の見回り

● 共助

(3) 情報伝達・共有

- 1) 口頭にて知らせる・・・徒歩・自転車を利用

- 2) 電話にて

* 単組自主防災会連絡網にて行う

- 3) 防災行政無線

* 防災リーダーが行う

(4) 活動計画

発災直前課題・問題・心配	行動・処置・対策	担当班
●自助		
火の元	時間的余裕があれば、消火	
ガス	時間的余裕があれば、元栓を閉める	
非常持ち出し品	緊急品だけ持ち出し、保存品は後刻取出す	
防火・防犯	ご近所への声かけ	
地震情報	身を守る行動（ダンゴ虫）	
津波情報	高台に避難	
大火事	緊急品を持って避難	
台風	強風対策	
豪雨、洪水	高所への避難 側溝・排水溝の掃除	
異常高温（猛暑）	涼しい場所へ避難、空調機調整	
食料、物資	保存・用意	
●共助		
避難判断・行動	1) 正確な情報 2) 避難場所の確認 3) 避難経路の安全確認 4) 早めの避難開始 5) 迷った場合は、行動	情報班 総務班 避難誘導班 総務班 避難誘導班
避難行動要支援者	空振り恐れず早めの対応	総務・救出救護班
災害時要援護者	所在確認（訪問・電話）	総務・救出救護班
避難情報の確認	1) 避難準備情報 2) 避難勧告 3) 避難指示	総務・情報班 総務・情報班 総務・情報班
状況把握	1) 見回り	情報班

（情報発信元別紙に添付）

大災害発生時

行動の手引き



〇〇組自主防災会

目 次

1. 三つのこころ	-----	1
2. 役員名簿	-----	2
3. 組織・役割分担	-----	3
4. 指示伝達系統図	-----	4
5. 突然地震が発生した場合	-----	5
6. 統括活動・・・本 部	-----	6
7. 情報の収集及び伝達・・・情報班	-----	7~8
8. 防火水防活動・・・防火・水防班	-----	9
9. 救出・救護活動・・・救出救護班	-----	10
10. 避難誘導・・・避難誘導班	-----	11
11. 給食・給水活動・・・給水給食班	-----	12
12. 緊急連絡票・・・様式	-----	13
13. 指示・伝達・発受信記録簿・・・様式	-----	14
14. いざというときの連絡先	-----	15

三つのこころ

一つ、 正しくしましょう。
《正 確》

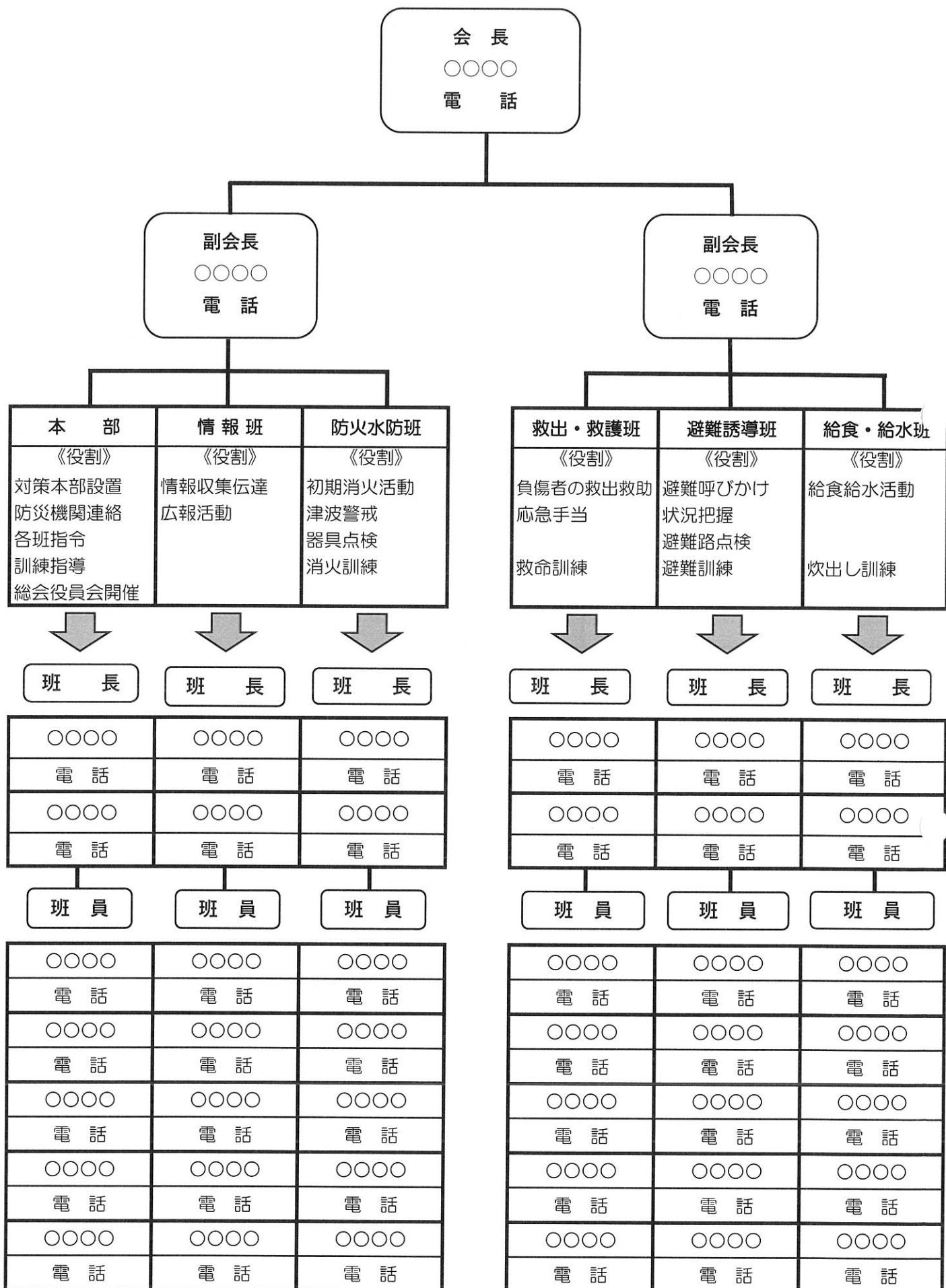
二つ、 早くしましょう。
《迅 速》

三つ、 助け合いましょう。
《互 助》

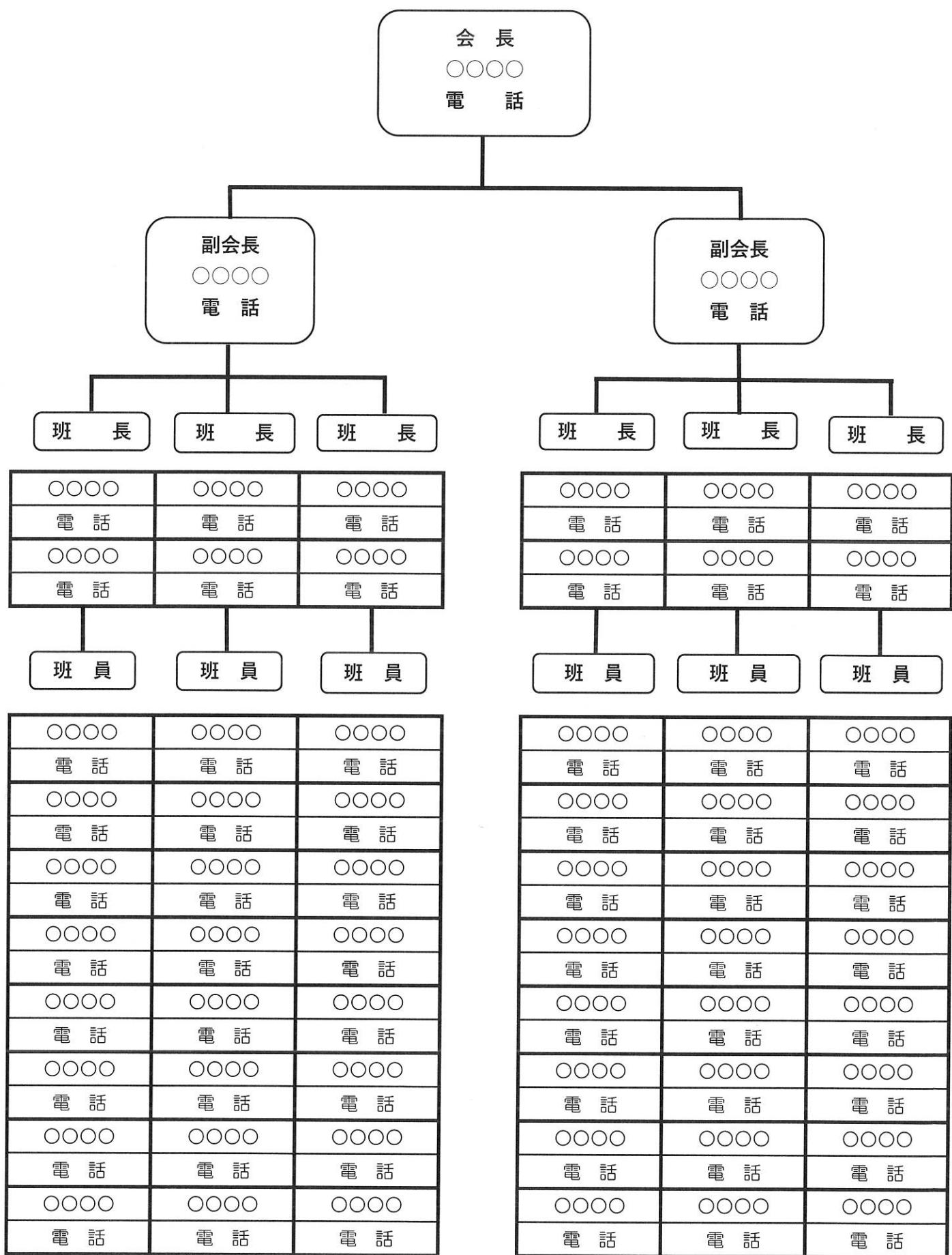
〇〇組役員名簿

役職名	氏名	班名	住所	電話番号

〇〇組自主防災会組織・役割分担



〇〇組自主防災会指示・伝達系統図



突然地震が発生した場合

1. 時間的経過に伴う、各個人の行動と自主防災活動

大地震が突然発生した場合、どんな事態が起こり、何をすればよいか、時間の経過とともに想定される状況と活動をシミュレーションして見ましょう。

初動の大きな揺れは約1～3分間

- 地震発生時
- まず、身を守る（机やテーブルの下に入る）（座布団や布団で頭を覆う）
 - 揺れが収またら火を消す
 - 非常脱出口の確保（ドア、窓を開ける）
 - 耐震強度の低い家屋は、家の外に出る（落下物に注意し広い場所へ避難）



揺れが収まった

- 1～3分後
- 火元の確認
(ガスの元栓を締め、電気のスイッチ、ブレーカーを切る。火が出ても落ち着いて初期消火をする)
 - 家族の安全を確認（倒れた家具の下敷きになっていないか確認）
 - 靴、スリッパを履く（家の中は、ガラスの破片が散乱して危険）
 - 火災延焼、津波の危険が予想される時は、即避難する

各個人の行動

隣近所の安全確認、出火防止、初期消火、余震に注意

3分～5分後

- 自
- ○○組防災会本部を直ちに設置し、情報の収集・伝達を行う
 - 初期消火を行う…消火班、手伝える人
 - 避難行動要支援者の安全確保、行方不明者、けが人はいないか確認する…自分の班から広げて行く
 - 近所に火は出でていないか確認する
 - 火が出ていたら大声で知らせる
- 主
- 出火防止を呼びかける…自分の班から広げて行く

火災の発見、家屋の倒壊発見、負傷者発見、避難開始

10分～数時間後

- 防
- 市・災害対策本部などからの情報を住民へ正しく伝え…本部・情報班
 - 避難には、絶対車を使わない
 - 地域内の被害情報の収集…情報班
 - 避難の際は、ブロック塀、ガラス、がれきに注意
 - 初期消火活動…防火防水班
 - 電話は、緊急連絡網を優先する
 - 救出活動…救出救護班
 - 災害用伝言ダイヤル「171」を活用
 - 負傷者の応急救護や救護所への搬送…救出救護班
 - 避難経路の安全確認…避難誘導班・情報部
 - グループによって避難開始…避難誘導班・本部
 - みんなで消火・救出活動
 - みんなで避難誘導
 - ラジオや防災会などから正しい情報を確認する
 - 災害用伝言ダイヤル「171」を活用
 - デマにまどわされない
- 災
- 会
-

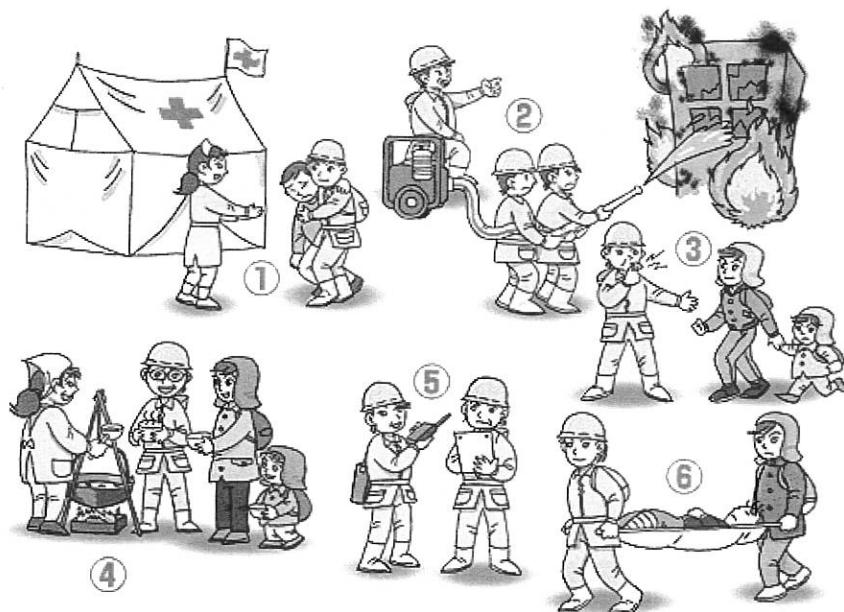
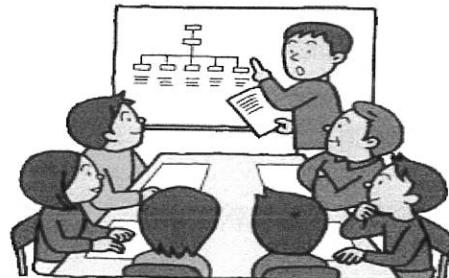
避 難 生 活

- 松山市災害対策本部に協力して避難所を運営
- 状況により炊き出しを行う…給食給水班
- 食料品や物資の受取り・分配を公平に行う…給食給水班、本部
- 自主防災会に協力して秩序ある避難生活をする
- 避難所生活計画書に従って行動する

2. 統括活動・・・本部

災害が発生したら直ちに〇〇組自主防災会本部を〇〇に置き、情報の収集伝達に努める。また、各班の活動状況を把握し、迅速に対処するとともにボランティアなど一般支援者の役割付与の調整を行う。

- (1) 三役及び本部員は、直ちに防災会本部へ集結する。
- (2) 情報班長に情報の収集を指示する。
- (3) 松山市災害対策本部から情報を収集し、「緊急連絡票」にて住民に伝達する。
- (4) 情報班長からの情報を受け整理し、「指示・伝達受信記録簿」に記録する。
- (5) 発火箇所があれば防火・防水班長に、初期消火の出動命令をする。
- (6) 防災資機材を準備するよう救出救護班長に指示する。
- (7) 倒壊家屋の下敷きになった人やかけ人がいれば救出救護班長に出動命令する。
- (8) 救護所の設置場所の確認をする。・・・担当：副会長
- (9) 延焼火災や津波の危険があれば、各班情報班員と町班長へ避難指示を出す。
- (10) 避難経路の安全確保を避難誘導班長へ指示する。
- (11) 不明者が居ないか安否確認する。特に、災害弱者に注意する。・・・本部・救出救護班長
- (12) 避難所（小学校・中学校等）の開設が出来ているか確認する。・・・本部・避難誘導班長
- (13) 津波・洪水の情報収集及び巡回警戒をする。・・・本部・防火防水班
- (14) 炊き出し道具一式を持ち出し準備を給食・給水班長へ指示する。



3. 情報の収集及び伝達・・・情報班

災害発生直後、住民は恐怖と不安の中で情報を求めています。また、松山市災害対策本部も地域の情報を求めています。不確かな情報やデマで住民を混乱しないように、いち早く地域の情報を収集し、正確な情報を伝えましょう。

● 情報収集の流れ

地域の避難状況や災害に伴う被害状況（死傷者、建物、埠、道路等の破損程度）、火災発生状況、生活情報等を収集し、正確・迅速に報告する。

- (1) 情報班長は、情報班員に被災状況収集の指示を出す。同時に、住民から直接報告のあった被害状況を確認する。
- (2) 情報班長は、現場で地域住民から被災状況を収集する
「いつ、何(誰)が、どこで、どうして、どのように」なっているかをメモする。
- (3) ○○組住民は、地域の状況を情報班員に知らせる。
- (4) 情報班員は、情報班長へ収集した情報を「緊急連絡票」にて伝達する。
(やむを得ない場合は、直接○○組本部へ)
- (5) 情報班長は、この「緊急連絡票」を○○組自主防本部へ報告する。
- (6) ○○組本部は、この情報を記録、整理して松山市災害対策本部へ電話等で報告する。

● 情報収集のポイント

- (1) 時機に適した報告・・・詳しい状況がすぐ分からない場合、第1報では概要のみを速やかに報告し、第2報以降に確認した情報を報告するなど時機に応じた報告が重要である。
- (2) 事実の確認・・・災害時には、デマや噂が流れがちになる。情報は、できるだけ確認すること。
- (3) 情報の一元化・・・松山市災害対策本部への情報は、情報担当副会長が行い、矛盾する報告がないように本部班長と会長でチェック体制を敷く。
- (4) 定期的な報告・・・「異常なし」も重要な報告です。

● 情報伝達の流れ

松山市災害対策本部などの防災関係機関からの情報や指示事項、ラジオやテレビなどから得た情報を正確・迅速に住民に伝達する。

- (1) 松山市災害対策本部から防災無線、サイレン、広報車、災害用テレガイド（925-6622）、災害情報メールサービス、文章などによる情報収集。
- (2) ○○組自主防災会本部は、「緊急連絡票」にて、町内会各班長又は、各班情報部員へ伝達する。このことを「指示・伝達・発受信記録簿」記帳する。
- (3) 各町内会班長又は各班情報員は、班内の住民にこの「緊急連絡票」にて伝達する。

● 情報伝達手段

- (1) 走って口頭とメモ「緊急連絡票」。
- (2) 自転車にて、口頭とメモ「緊急連絡票」。
- (3) 電話にて、「緊急連絡票」の内容を伝える。



● 情報伝達ポイント

- (1) 伝達は、難しい言葉は避け、簡単な言葉で伝える。
- (2) 口頭だけでなくメモ程度の文章も添える。
- (3) 情報を正確に伝達するため、受信者に内容を復唱してもらう。
- (4) デマや噂には、数字がからむことが多いので、数字の伝達に特に注意する。
- (5) 視聴覚などに障害のある人への情報伝達には、十分配慮する。

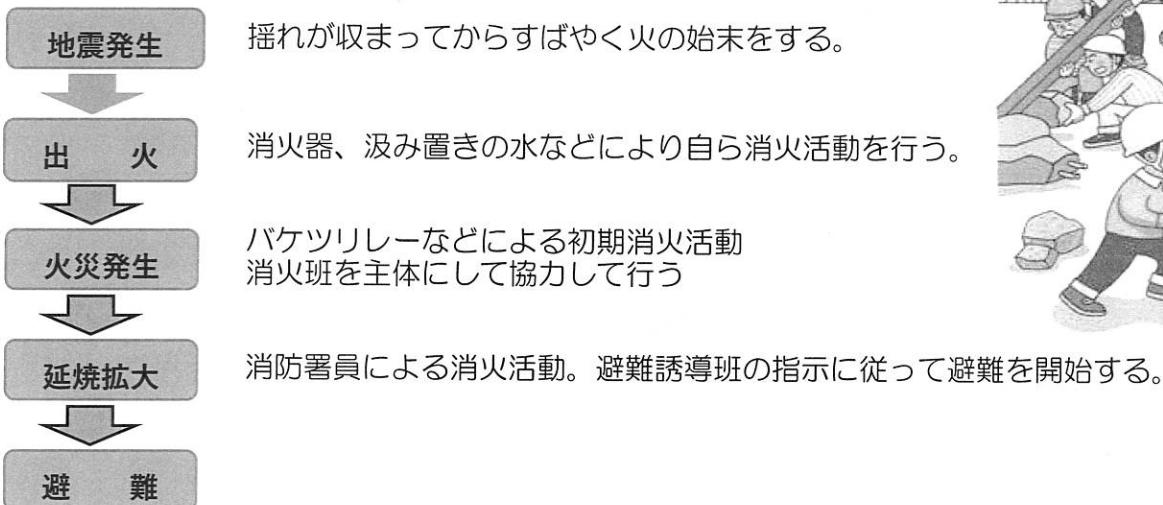


4. 防火水防活動・・・防火水防班

地震による火災を防ぐには、各家庭による出火対策が一番重要である。それでも出火した場合は、自主防災会が協力して初期消火活動にあたる。

ただし、初期消火活動は、あくまで火災の延焼防止が目的であり、無理はしないよう注意し、消防署員が到着したらその指示に従う。津波や洪水の危険がある場合は、直ちに避難する。

● 消火活動の手順



● 発災時

- ・防火班員は、各班内に出火の気配がないか確認し、火の用心を呼びかける。
- ・防火防水班長は、情報を収集し、本部へ伝達する。
- ・防火防水班長は、出火が確認された場合は、防火班員に初期消火活動の出勤指令を出す。

● 津波の避難ポイント

- (1) 小さい揺れでも油断禁物！・・・長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時は、注意をする。
- (2) 「遠く」よりも「高い」ところへ避難する。
- (3) 津波は、繰り返しやってくる！
- (4) 正しい情報を聞く！
- (5) 海岸や川に近づかない！・・・津波は、河川をさかのぼってくるので危険です。

● 台風と集中豪雨

台風がもたらす風は破壊力が強く、特に進行方向の右側に強風をもたらす傾向があります。集中豪雨は、狭い地域に短期間のうちに雨が集中して降ることをいい、梅雨の終わり頃によく起こります。河川の氾濫やかけ崩れにより地すべりなどの被害が生じるため、十分な注意が必要です。

※ 2004年（平成16年）8月30日に垣生地区において、台風16号の接近より豪雨、満潮大潮が重なり、洗地川が危険水位となり土のうを積むなど警戒体制を敷く。（20:30～22:00）一部住民が自主避難する。



5. 救出・救護活動・・・救出救護班

救出活動には、危険が伴います。二次災害に十分気をつけて、無理のない範囲で速やかに救出・救護活動を行って下さい。

- (1)救出救護班員は、各班内の避難行動要支援者の家に駆けつけ、安全を確認する。
- (2)班長は、情報を収集し、各部へ伝達する。
- (3)負傷者がいれば、応急手当を行い、医療機関や救護所に搬送する。
- (4)防災資機材を○○○に設置している防災倉庫より引き出し準備する。
- (5)班長は、倒壊物の下敷きになった人があれば、班員に出動命令を出し、ジャッキやロープなどの資機材を使って救出する。

● 救出活動の手順

- (1)まず自分の安全を確認し、家族や隣人の救出にあたる。
- (2)大きな声をあげて反応を確かめ、負傷者などの居場所の情報を集める。
- (3)居場所を確認したら、救出するための人を集める。・・・救出救護班出動
- (4)救出用の資機材を準備する。
- (5)大規模な救出作業が必要な場合は、消防機関などの出動を要請する。
- (6)すぐに救出できない場合は、被災者の埋没位置や人数などを正確に把握しておく。

● 医療救護・・・救護班

大規模な地震が発生すると、多数の負傷者が出るため、すぐに医療機関による治療が受けられるとは限りません。負傷者を発見した場合は、まず適切な応急手当を行う。また、重傷患者（入院が必要な人）や中等傷患者（入院は必要ないが医師が治療するべき人）は、救護所に搬送する。また、救護所が設置される場所は、事前に確認しておきましょう。

※ 病気やケガの緊急度や重症度を判断するトリアージ

災害時の制約された条件下で、1人でも多くの傷病者に対して最善の治療を行うためには、病気やケガの緊急度や重症度によって、治療や後方搬送の優先順位を決めることが必要になります。傷病の緊急度や重症度を4色（赤・黄・緑・黒）で示したトリアージ・タグと呼ばれるラベルを使って、患者を区分する。なお、トリアージは救急隊員や医師、看護師が行う。



pixta.jp 1495561

6. 避難誘導・・・避難誘導班

突然災害が起こっても、素早く安全に避難できるように、避難経路や一時避難場所、避難所などを確認周知しておく。

(1)避難時の携帯品は、最小限にする。自動車は、使用しない。

(2)狭い路地、塀ぎわ、がけや川べりに近寄らない。

(3)傷病者、高齢者、障害者など単独で歩けない人は、担架で運ぶなどして、全員が組織としてまとまって行動する。

● 避難行動の流れ

(1)町班長と情報班により住民に「緊急連絡票」にて避難勧告を伝達する。

(2)各人の避難にあたっては、火災発生防止の処置を行う。

①電気ブレーカーを落とす ②ガスの元栓を閉める ③火元の消火を確認する

(3)安全な服装で当座の生活必需品を携帯する

①ヘルメットや防災頭巾で頭を保護する ②底の厚い履き慣れた靴で

③軍手（手袋）を着用

(4)避難誘導班長は、安全な避難ルートを選び「緊急連絡票」にて伝達する。

(5)出来るだけグループ（班）で落ち着いて避難行動する。

(6)避難行動要支援者を中心にして、避難者がはぐれないようロープなどに捕まって避難する。

(7)避難誘導班長と本部員は、一次避難所（○○○○）で、安否確認する。

(8)誘導班の先導で避難所（○○○学校）へ向かう。

(9)避難誘導班長と本部員は、避難所に到着したら人員を確認する。



(10) 避難生活

避難生活は、災害によるショックや共同生活の不自由さ、不便さを強いられるため、決して楽しいものではありません。お互いに助け合って少しでも快適に過ごせるように、避難生活計画書にそって秩序ある行動を心がけましょう。



7. 給食・給水活動・・・給水給食班

大規模な災害が発生した時、電気、水道、ガスなどの供給が一時ストップしてしまうことがあります。それに、食料品の不足も予想されます。

(1) 給食給水班員は、食料品や水を供給してくれる食料品店、井戸水を調査し、確保するよう努めましょう。(水や食料品は、みんなで分け合いましょう)

(2) 給食給水班員は、被災時の食料、水、救援物資などの配布において、すべての人に平等に、しかも迅速に配給しましょう。

(炊き出し用具、機材を点検し、何時でも持ち出せるように準備する)

8. 避難所活動

災害時は、救助物資の不足による混乱が予想されます。救援物資を必要とする人の人数を町内会等の組別に集約し、各組のリーダー（会長・給食班長）に公平に救援物資を配給する。

(1) 各組代表の給食給水班を構成する。

(2) 各組の給食班長は、常に組の人数を把握し、避難本部に報告する。

(3) 公的機関からなどの救援物資の配給は、計画にそって行い混戦を防ぎましょう。

(4) 給水拠点や給水方法は、決められた通り行いましょう。

● 事態によって給食給水班員は

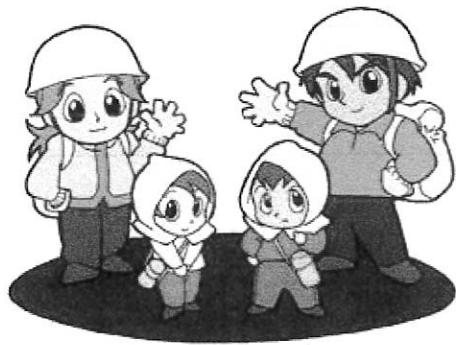
(1) テントを張り、テーブルを用意する。

(2) 釜や飯盒、大鍋などを使用して、おにぎりやみそ汁などの炊き出しを行う。

(被災後の衛生状況が悪い中で、大勢の人に配給することを考え、手や調理器具の洗浄をしっかりと行う)



pixta.jp - 5355797



緊急連絡票

No. _____

日 時	平成 年 月 日 時 分				
発信者名			受信者名		
現在の住所・目標					
何が（誰が）					
どうして					
(原因・理由)					
どうなっている現場・ 現在の状況					
負傷者の有無程度					
今後予想される状況					
現在の措置					
応急措置の必要性					
避難の必要性					
その他					

指示・伝達・発受信簿

No.

主 題	時 間	発 信 者	受 信 者	内 容
	月 日 時 分			
	月 日 時 分			
	月 日 時 分			
	月 日 時 分			
	月 日 時 分			
	月 日 時 分			
	月 日 時 分			
	月 日 時 分			
	月 日 時 分			
	月 日 時 分			
	月 日 時 分			
	月 日 時 分			
	月 日 時 分			
	月 日 時 分			
	月 日 時 分			

電話いざといの連絡先

No.	施設名	住所	電話番号	備考
1	消防（火災・救急・救助）		119	
2	警察（事件）・事故		110	
3	海上保安庁（海の事件・事故）		118	
4	松山市消防局		926-9200	
5	松山市災害対策本部（設置時）		987-7000	
6	松山市西消防署	松山市三津3丁目4-23	951-0894	
7	松山西消防署西部支署	松山市富久町277	973-7522	
8	松山西警察署	松山市須賀町5-36	952-0110	
9	松山海上保安部	松山市海岸通2426-5	951-1196	
10	四国電力	松山市湊町6丁目6-2	941-6111	
11	垣生小学校	松山市西垣生町730-1	972-1239	戸別受信機、災害用公衆電話
12	垣生中学校	松山市西垣生町418	972-1226	
13	垣生公民館	松山市西垣生町1228	971-0267	緊急放送
14	木の実幼稚園	松山市西垣生町1690	973-1256	戸別受信機
15	垣生支所	松山市西垣生町1225-1	972-0314	市・対策本部無線連絡
16	和田病院	松山市西垣生町776-3	972-0620	
17	渡辺病院	松山市空港通7丁目13-3	973-0111	
18	救急病院の問い合わせ	救急病院	925-6633	

※この「大災害発生時行動の手引き」書は、あくまでも基本であり、
時により場合により、臨機応変にの行動をとって下さい。

2017年（平成29年）4月1日

避難所運営要領

(垣生小学校・垣生中学校)

三つのこころ

- 1つ 助け合いましょう（互助）
- 2つ 正しくしましょう（正確）
- 3つ 早くしましょう（迅速）

垣生地区自主防災会連合会

目 次

1. 心得	-----	1
2. 役割	-----	1
3. 管理・運営組織	-----	1
4. 総務班	-----	2
5. 被災管理班	-----	2~3
6. 情報広報班	-----	4
7. 食料・物資班	-----	5
8. 施設管理班	-----	6
9. 救護・衛生班	-----	7

1. 心得

災害によって被害を受けた人や被害を受ける可能性のある人、また災害時にやむを得ない理由で自宅に戻れない人々が、一定期間避難生活を送ることになる。避難住民が互いに助け合い協力して秩序ある避難生活が営まれるように努める。特に、高齢者や障害者などの災害時要援護者については、個々の事情を把握したうえで、きめ細かく支援することが必要である。厳しい環境の中で少しでも過ごしやすい生活が出来る施設とする。

2. 役割

次のような事項が必要である。

(1) 安全の確保

自宅においては身の安全が確保できていない人のために、堅固で立地上安全な避難場所を確保。

(2) 水・食料・物資の提供

被災者に対し、水や炊き出し・弁当・毛布などを支給。

(3) 生活場所の提供

家を失った人、損壊し居住できない人、ライフラインが止まって生活できない人、家に帰れない人のために、当面の生活場所として提供。

(4) 健康の確保

冷暖房が欠如、水や食べ物が不足がちですので健康の確保が必要。

医療関係者や薬剤師などの配置、身心の健康管理を支援。

(5) トイレなどの衛生環境の提供

(6) 情報の提供・収集

情報が足りなかつたり、錯綜したりする。避難場所は情報拠点。

(7) コミュニティの維持・形成

被災した人が一定のまとまりで避難生活を送ることによりコミュニティの崩壊を防止。

3. 管理・運営組織

市担当部署、施設管理者、地区代表者、自主防災組織で運営組織（避難所運営委員会）をつくり、管理・運営を行う。あくまでも避難生活の運営主体は、避難者である。

(1) 市担当者、施設管理者又は避難者リーダーは、「避難所開設チェックリスト」により、実施項目に漏れがないか確認する。

(2) 運営委員会に、総務、被災者管理、情報広報、食料・物資、施設管理、救護・衛生の統括班長を置く。

(3) その下に自主防災組織ごと（町内会）に選出された者で活動班を編成する。

「避難所運営委員会名簿」を作成。

(4) 運営会議を1日1～2回開催し、情報の収集・伝達、役割等を再確認すると共に、情報の共有に努める。

○ 組織図・役割分担表は別紙

4. 総務班

(1) 運営本部の事務局業務

- 定例会議及び緊急会議の開催連絡。
- 災害対策本部との連絡。
- 各班報告の要点まとめ、災害対策本部への要請事項、連絡事項を整理。
- 避難所の記録。「指示・伝達、発受信記録簿」

(2) 地域との連携

- 在宅被災者との連絡

(3) ボランティアとの連携

- 受け入れは、災害対策本部またはボランティアセンターを通じて行う。
- 専門的ボランティアと一般ボランティアとがあるので何ができるかを確認する。
- 腕章・名札の着用。
- 任務分担を明確にし、任せっきりにしない。
- ボランティア台帳を作成

(4) 取材の対応

- 記者にはできる限り被災者の実情を伝える。そのことによって支援が円滑に進む。
- 社名、目的、取材対象を明らかにしてもらう。
 定時記者発表の時間を決め、それ以外の時間帯は原則として受け付けない。
 入り禁止スペースを設定する。避難所は被災者の自宅である。
- 記者クラブ室の設定。

(5) 備消耗品の準備、補充

- 「避難所開設チェックリスト」、「避難所施設被害状況チェックリスト」
「避難者名簿」等の関係書類、掲示板、プラカード、立入禁止札、通路表示物。

5. 被災者管理班

避難所に難を逃れ、当分の間避難所で生活する方々に対して行政は食糧や物資等を支給、支援をおこなう。避難者への生活支援は公平に行うことを原則とする。

ただし、特別なニュースを必要とする災害時要援護者等には配慮する。

(1) 被災者の動線（流れ）

- 避難者入場門の開錠、誘導整理
- 屋外の安全な場所で組別に整列待機。（避難所集合場所）
 ◎ 国旗掲揚代前に東より 1 クラブ、2、3、4、5、6 の順に 2 列隊列。
- 建物の安全確認が出来たら開錠入室。
- 名簿を家族単位で提出。（組単位で集約）
- 物資・食糧の受取り。（組長→本人）

(2) 名簿の作成管理（在宅被災者も含める）

- 住所、氏名、家族の安否状況、自宅被害程度。
- その日の入居者数、退去者数の管理、外泊者の人数。
- 名簿記入は家族単位。
- 自主防災会（組）毎に記入用紙配布集約し提出。
 - ◎ 個人情報保護の観点から厳重に管理・保管

(3) 問い合せ対応

- 避難者に関するもの、運営本部宛てのもの、元々の施設宛てのものとがある。
- 外部から避難者の問い合わせに対し、避難所に入居中と答えてよいか記入確認、事情によっては伏せてもらいたい人もいる。

(4) 郵便物、宅配物の取り次ぎ

- 原則として郵便局員等が直接避難者に手渡す。

(5) 居住組の構成

- 防災会（組町内会）単位を基本とする。

(6) 居住組の役割

- 情報の徹底
　防災会長（組町内会）は運営本部会議に出席し、得た情報を組の全員に伝える組の人々の情報を運営本部に伝える。
- 避難所運営業務に参加。
- トイレ掃除、ゴミ置場の清掃管理、食糧・物資搬入等の当番。
- 避難所生活ルールの遵守。

(7) 生活

- 部屋割りは組町内会や血縁関係を考慮する。
- 高齢者等はトイレに近い場所を選定する。

(8) 生活ルール

施設内の利用区域や利用時間など、生活上のルールを決めて、避難者が互いの負担を出来るだけ軽減し、トラブルなく少しでも過ごしやすく暮らせるよう配慮する。

(9) 災害時要援護者ケア

基本的には家族が介護するが、家族がない人は事前に要援護者台帳に登録して介護担当者を決めておく。

- ボランティアのヘルパー等の受け入れ適宜

6. 情報広報班

被災地では、さまざまな混乱が生じます。情報不足が原因となっている場合が少なくありません。避難生活者が必要とする情報を適格に入手し、正確に伝えることが大事である。

(1) 情報の収集

- 避難者の想定数。
- 災害対策本部からの情報、生活関連情報等の収集。
- 災害及び災害状況、今後の見通し。
- 行政の対応状況、復旧作業の見通し。
- ライフライン及び交通機関の状況。
- 生活情報（病院、銀行、郵便局、商店など状況）。
- 他の避難所との情報交換。

(2) 外向け情報発信

- 避難所関連情報を災害対策本部、メディアに正確に伝える。
- 避難者数、食事必要数。
- 情報発信の窓口は一本化

(3) 内向け情報発信

- 避難所で居住する被災者に対しては、たとえ小さいことでも、可能な限り逐一公開する。
- 県や市町村からのお知らせ、ライフラインや交通機関の状況、生活情報等。

(4) 掲示板の管理

- 運営本部関係情報と個人情報とは明確に区別して掲示する。
- 掲示板の管理責任は副本部長または情報班長とする。
- 情報の入手先・入手時間を明示する。
- 定期的に更新する。

(5) 「指示・伝達、発受信記録簿」への記入。

- 情報等の収集・伝達事項は全て記録する。

(6) 「生活ルールの詳細事項」は、一覧表にして避難者全世帯に配布する。

7. 食料・物資班

初動時は絶対的に人手不足になり備蓄倉庫から備蓄品・食料を出して、各避難所に人数に応じて的確に物資・食料を届けることは至難の業です。そこで

(1) 初期時の対応

- 家族単位で自助努力してもらう。(各自備蓄品活用—3日分の食料)
- 近所、知り合い同士助け合う。(手持ち食料を分け合う)
- 高齢者、子供への支援協力を呼びかける。

(2) 食料・物資の搬入

- 避難所にどのような人々がいて、どのような要求があるか(やわらかい食べ物、食べ物アレルギー、ミルク、おむつ、ストーブ、扇風機等)を把握して災害対策本部に「物資依頼伝票」「食料供給関係受信票兼処理票」で要請する。
- 災害対策本部やボランティア、支援団体等から大量の食料、物資が来るので人海戦術で避難所に搬入し「避難所物品受払簿」に記入する。
- どこから入れて、どこに置くのか、すぐに分配するものと、翌日以降に分配するものを区別する。
- 物資・食材の管理は「物資・食材の分類」を参考に、大分類、中分類、小分類と分け、誰にでもわかるように表記する。
- 最初の数日間は、決められた時間に物資が届くわけではない。何時でも直ぐに搬入できる体制を整えておくこと。
- 置場の選定は安全管理の視点から決め、防犯対策、夏場、冬場の食料置場、風雨対策など必要。

(3) 食料・物資の配給、支援

- 被災者への生活支援は公平に行うことを原則とする。ただし、特別なニーズを必要とする災害要支援者等には配慮する。
- 食料・物資の配給は、避難者の組(自主防災会)ごとに配給する。
物資・食材を配給した場合は「避難所物品受払簿」に記入する。
- 飲料水の安定的な供給が出来るようになったら、洗顔、洗髪等の生活用水に考慮。

(4) 炊出し

- 原則として、防疫上の観点から避難所内での調理は行わない。やむを得ない場合は衛生状態に十分注意して行うこと。
- 施設内の設備・備品等の使用(調理室等)については、施設管理者の了解を得て、調理者が責任を持って行うこと。

8. 施設管理班

避難所は早ければ発災後 30 分から 1 時間程度で開設されると思われるこのような場合、行政職員はほとんど未到着であり、住民自身の手によって開設することとなる。初動時には自主防災組織のリーダーが中心になって「共助」を行っていく。

避難場所は住民の生命、身体の安全を確保する場所、建物施設でなければならない。

昭和 56 年 6 月以前に建てられた施設については速やかに耐震診断実施の上、必要に応じて耐震補修工事等の実施を行う。

(1) 施設指定基準

- 耐震構造を有するなど、安全な公共建物。
- 給水及び給食施設を有するか、あるいは比較的容易に設置できるもの。
- なるべく被災地に近く、かつ、集団的に収容出来る。

(2) 施設使用

- 施設内の安全確認を「避難所施設被害状況チェックリスト」により判定し、安全が確認されてから避難者を建物に入れる。
- 被災者を入居場所（部屋割り）へ誘導。
- 建物が危険で屋内への避難が不可能な場合は、屋外避難用のためのテントを設営。
- 電気、水道、ガス、電話、放送設備等が使用出来るか調査。
- 避難所スペースと非避難所スペースを明確にする。（別紙）
- 共用部と専用部を区別する。（別紙）
- 使用禁止、危険個所へはロープ等で閉鎖し立入禁止する。
- 目安となる一人当たりの面積は、通路部分などを除いて最低 2 平方メートル
- 体育館を使用する場合など居住スペースが大規模となる場合は、テープ等で表示し、通路部分を確保する。
 - ◎ 衝立等で区割りする。（倒れないように）
- 更衣室、授乳室等を設ける。
- 車両の進入制限、整理誘導を行う。
- 火気の取り扱い場所を指定する。
- 飲酒、喫煙場所を設置し、避難者へ周知する。
- 防火・防犯のため、巡回パトロールを実施する。

(3) 施設管理者と協力

- 避難者数を見ながら所定の部屋を開錠する。
- 在校中は、教職員と提携する。

(4) 緊急搬送

緊急時のため、車両やオートバイ、自転車を数台用意しておく。

避難者は原則として避難所への自家用車の乗り入れは規制する。

9. 救護・衛生班

避難所生活が長期化するにつれて、さまざまな日常生活上の課題が生じます。トイレ問題、プライバシーの保護、食中毒やインフルエンザの予防、心のケアに関する事項などがある。

また、負傷者が多いときは、災害対策本部に救護所の設置や医師等の手配を要請する。

(1) 被災者管理班と協力し、救護の必要な避難者を把握

- 保健師等による心身の健康管理。
- 感染症患者に対する専用スペースの設置。
- 介護を必要とする高齢者や障害者等に対して専用スペースを設置。

(2) トイレの確保

- 避難所施設のトイレが使用可能かどうか点検する。
- 大規模災害時には断水している場合がある。汲み置いた水で流せば使用できる水洗トイレを確認する。
- 2階以上の水洗トイレは点検が済むまで使用しない。
- 仮設トイレの設置を災害対策本部に依頼する。目安は100人に1基手配。
- トイレ数が足らない場合は簡易トイレ、ボックストイレを設置し急場をしのぐ。
- 仮設トイレの設置場所をどこに。
- 高齢者や障害者に対応した災害用トイレの設置を考慮。

(3) ごみの対応

- 避難者自身が分別して所定の場所へ出す。

(4) 健康の確保

住環境として避難所は劣悪です。限られたスペースに沢山の人々が同居し、身体を伸ばすことさえ困難な場合もある。食べ物も乏しく、栄養も偏っている。体力も落ちています。

○ 感染症の予防や食中毒の防止

- (A) 手洗の消毒、うがいの励行 (B) マスクの着用 (C) 弁当の受取日時の記入
- (D) 食べ残しは処分 (E) 消費期限の確認

○ 季節によっての対応が必要

- (A) 寒暖に対する対策 (B) 食べ物の保存、管理

○ 定期的な運動、体操の指導

狭い場所で長時間同じ姿勢で過ごすと、足の静脈に血栓（エコノミークラス症候群）

(5) ペット対策

- (A) ペットを連れてきた避難者は届けてもらう。
- (B) 「避難所ペット登録台帳」に記載する。
- (C) 「ペット飼育ルール」を配布。
- (D) ペットの飼育場所をどこに。

避難所における共通ルール

———— 避難した方は、守るよう心掛けよう ————

1. この避難所は、地域の防災拠点です。
2. この避難所の運営に必要な事項を協議するため、会長、副会長、避難者の代表、市担当者、施設管理者などからなる避難所運営委員会（以下「委員会」という。）を組織します。
 - (1) 委員会は、毎日午前 10:00と午後 8:00 に定例会議を行います。
 - (2) 委員会の運営組織は、総務班、被災者管理班、情報広報班、食料・物資班、施設管理班、救護・衛生班及び避難者の代表などの各活動班を避難者で組織します。
3. 避難所は、電気・水道・ガス等のライフラインが復旧する頃を目処に閉鎖します。
4. 避難者は、世帯や家族単位で登録する必要があります。
 - (1) 避難所を退所する時は、委員会に転居先を連絡してください。
5. 避難所では、職員室などの施設管理室と避難者が利用できる居住スペースなどに分けて管理を行います。よって、施設管理室には入室禁止とします。
6. 避難所では、利用できる居住スペースの移動を定期的に行います。
7. 居住スペースは土足禁止とし、脱いだ靴は各自で保管します。
8. 食料・物資は、原則として全員に配給できるようになるまでは配給しません。

ただし、不足する場合は、子ども、妊産婦、高齢者、障害者の方々などに優先して配布します。

 - (1) 食料や生活物資は、避難者の組単位ごとに配給します。
 - (2) 特別な事情がある場合は、委員会の理解と協力を得てから行います。
 - (3) 避難所以外の近隣の在宅避難者にも等しく配給します。
 - (4) 粉ミルク・お粥・紙おむつ・女性用品などの要望は、個別に対応しますので、食料・物資班に申し出てください。
9. 避難所での生活時間
6:00 起床（点灯）→ 7:00 朝食 → 9:00 清掃 → 12:00 昼食 → 18:30 夕食
→ 20:00 運営委員会議 → 22:00 就寝（消灯）
10. 飲酒・喫煙は、所定の場所以外は禁止する。
11. 携帯電話の使用は、他の人の迷惑にならないように時と場所を考え通話する。
12. ごみに関する対応
 - (1) ごみは、分別して指定された場所に出す。
 - (2) ごみ収集場所の衛生管理上、当番を決めて清掃を実施する。
 - (3) 収集場所の分別表示板によって分別処理を厳守する。
13. トイレに関する対応
 - (1) 清潔に保つため、清掃は当番を決めて、毎日午前9:00に避難者が交替で行います。
 - (2) トイレの使用は、それぞれ掲示してある注意事項に従って使用する。
14. ペット対策
 - (1) 犬、猫等のペットを避難所内の居住スペースに入れることを禁止する。
 - (2) 飼育者は、指定の飼育場所を利用する。
 - (3) 排泄物の後始末などは、飼い主がきちんとするよう徹底する。
15. 各種伝達事項は、避難所の掲示板で行う。

避難者のみなさんは、当番等を通じて自主的に避難所運営に参加しよう

在宅など地域の被災者が避難所から支援を受ける際の 利用ルール

———— 避難所から支援を受けられる方は、守るよう心掛けよう ————

1. この避難所は、地域の防災拠点です。
2. この避難所の運営に必要な事項を協議するため、会長、副会長、避難者の代表、市担当者、施設管理者などからなる避難所運営委員会（以下「委員会」という。）を組織します。
 - (1) 委員会は、毎日午前 10：00と午後 8：00 に定例会議を行います。
 - (2) 委員会の運営組織は、総務班、被災者管理班、情報広報班、食料・物資班、施設管理班、救護・衛生班及び避難者の代表などの各活動班を避難者で組織します。
3. 避難所は、電気・水道・ガス等のライフラインが復旧する頃を目処に閉鎖します。
4. 避難所への避難者及び地域の被災者は、世帯や家族単位で登録する必要があります。
 - (1) 在宅など地域の被災者の方も、食料や物資などの配給を受けるため登録する必要があります。
 - (2) 避難所を退所する時は、委員会に転居先を連絡してください。
 - (3) 在宅など地域の被災者の方も、転居する場合は転居先を連絡してください。
5. 避難所では、職員室などの施設管理室と避難者が利用できる居住スペースなどに分けて管理を行います。よって、施設管理室には入室禁止とします。
6. 食料・物資は、原則として全員に配給できるようになるまでは配給しません。ただし、不足する場合は、子ども、妊産婦、高齢者、障害者の方々などに優先して配布します。
 - (1) 食料や生活物資は、避難者の組単位ごとに配給します。
 - (2) 特別な事情がある場合は、委員会の理解と協力を得てから行います。
 - (3) 避難所以外の近隣の在宅避難者にも等しく配給します。地域の被災者の方は、原則として世帯の代表者が避難所に受け取りにきてください。
 - (4) 粉ミルク・お粥・紙おむつ・女性用品などの要望は、個別に対応しますので、食料物資班に申し出てください。
7. 飲酒・喫煙は、所定の場所以外は禁止する。
8. 携帯電話の使用は、他の人の迷惑にならないように時と場所を考え通話する。
9. ごみに関する対応
 - (1) ごみは、分別して指定された場所に出す。
 - (2) ごみ収集場所の衛生管理上、当番を決めて清掃を実施する。
 - (3) 収集場所の分別表示板によって分別処理を厳守する。
10. トイレに関する対応
 - (1) 清潔に保つため、清掃は当番を決めて、毎日午前9：00に避難者が交替で行います。
 - (2) トイレの使用は、それぞれ掲示してある注意事項に従って使用する。
11. ペット対策
 - (1) 犬、猫等のペットを避難所内の居住スペースに入れることを禁止する。
 - (2) 飼育者は、指定の飼育場所を利用する。
 - (3) 排泄物の後始末などは、飼い主がきちんとするよう徹底する。
12. 各種伝達事項は、避難所の掲示板で行う。

垣生小学校避難所運営委員会運営規約

(目的)

第1条 自主的に円滑な避難所の運営が行われることを目的として、垣生小学校避難所運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(役員)

第2条 委員会には、会長1名、副会長2名を置く。

2 会長は、委員会の業務を総括し、副会長は会長を補佐する。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者で構成する。

(1) 会長及び副会長

(2) 避難者で構成する組の代表者

(3) 第4条第2項に掲げる班の代表者

(4) 市担当者

(5) 施設管理者

(任務)

第4条 委員会は、避難所の運営に必要な事項を協議する。

2 委員会は、具体的な業務を執行するため、避難者で編成する班を、次のとおり設置する。

(1) 総務班

(2) 被災者管理班

(3) 情報広報班

(4) 食料物資班

(5) 施設管理班

(6) 救護衛生班

(7) その他委員会が必要と認める班

(総務班の業務)

第5条 総務班は、主として松山市災害対策本部事務局との連絡調整事項の整理、避難所の管理及び報道発表等への協力、並びにボランティアの受入れ、管理等、その他、他の班の業務の属さないことに関するを行う。

2 総務班は、第11条に掲げる委員会の会議の事務局を務める。

(被災者管理班)

第6条 被災者管理班は、避難者の名簿の作成・管理、安否確認への対応、郵便物等の取り次ぎ等に関するを行う。

2 被災者管理班は、近隣の在宅避難者についても把握に努める。

3 避難者名簿は、世帯ごとに作成する。

(情報広報班)

第7条 情報広報班は、情報収集、情報発信、情報伝達等に関するを行う。

(食料物資班)

第8条 食料物資班は、食料・物資の調達、受入れ、管理、配布等に関するを行う。

2 食料・物資の配布は、公平性の確保に最大限配慮して行う。

3 配布は、組ごとに行うことを原則とする。

4 避難者以外の近隣の在宅避難者にも等しく食料等を配布する。

(施設管理班)

第9条 施設管理班は、避難所の安全確認と危険箇所への対応、防火・防犯等に関するを行う。
(救護衛生班)

第10条 救護衛生班は、医療・介護活動等並びに、ごみ、風呂、トイレ、掃除、衛生管理、ペット、生活用水等に関するを行う。

2 救護衛生班は、災害時要援護者等特別のニーズのある被災者への支援を行う。

3 避難所内の子どもの保育、活動の支援を行う。

(会議の開催)

第11条 委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、避難所の運営に必要な事項を協議するため、毎日、午前10：00 時と午後8：00 時に定例会議を開催する。ただし、必要に応じ臨時会議を開催することができる。

(会議への出席)

第12条 会議は、第3条に掲げる者が出席する。ただし、同条第2号に掲げる組の代表者数が多いときには、互選により委員会の会議への出席者を選ぶことができるものとし、同条第3号に掲げる班員の属する班からは、原則1名（班長又は副班長）が出席するものとする。

2 委員会の会議で承認されたときは、自治会、町内会等の役員や継続的に活動するボランティア団体のリーダーは、会議に出席し意見を述べることができる。

(廃止)

第13条 委員会は、避難所の閉鎖とともに廃止する。

(その他)

第14条 この規約に規定されていない事項や規定された事項に疑義が生じた場合は、その都度委員会で協議して決定するものとする。

附 則

この規約は、平成22年 3月 1日から施行する。

垣生中学校避難所運営委員会運営規約

(目的)

第1条 自主的に円滑な避難所の運営が行われることを目的として、垣生中学校避難所運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(役員)

第2条 委員会には、会長1名、副会長2名を置く。

2 会長は、委員会の業務を総括し、副会長は会長を補佐する。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者で構成する。

（1）会長及び副会長

（2）避難者で構成する組の代表者

（3）第4条第2項に掲げる班の代表者

（4）市担当者

（5）施設管理者

(任務)

第4条 委員会は、避難所の運営に必要な事項を協議する。

2 委員会は、具体的な業務を執行するため、避難者で編成する班を、次のとおり設置する。

（1）総務班

（2）被災者管理班

（3）情報広報班

（4）食料物資班

（5）施設管理班

（6）救護衛生班

（7）その他委員会が必要と認める班

(総務班の業務)

第5条 総務班は、主として松山市災害対策本部事務局との連絡調整事項の整理、避難所の管理及び報道発表等への協力、並びにボランティアの受入れ、管理等、その他、他の班の業務の属さないことに関するを行う。

2 総務班は、第11条に掲げる委員会の会議の事務局を務める。

(被災者管理班)

第6条 被災者管理班は、避難者の名簿の作成・管理、安否確認への対応、郵便物等の取り次ぎ等に関するを行う。

2 被災者管理班は、近隣の在宅避難者についても把握に努める。

3 避難者名簿は、世帯ごとに作成する。

(情報広報班)

第7条 情報広報班は、情報収集、情報発信、情報伝達等に関するを行う。

(食料物資班)

第8条 食料物資班は、食料・物資の調達、受入れ、管理、配布等に関するを行う。

2 食料・物資の配布は、公平性の確保に最大限配慮して行う。

3 配布は、組ごとに行うことを原則とする。

4 避難者以外の近隣の在宅避難者にも等しく食料等を配布する。

(施設管理班)

第9条 施設管理班は、避難所の安全確認と危険箇所への対応、防火・防犯等に関するを行う。
(救護衛生班)

第10条 救護衛生班は、医療・介護活動等並びに、ごみ、風呂、トイレ、掃除、衛生管理、ペット、生活用水等に関するを行う。

2 救護衛生班は、災害時要援護者等特別のニーズのある被災者への支援を行う。

3 避難所内の子どもの保育、活動の支援を行う。

(会議の開催)

第11条 委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、避難所の運営に必要な事項を協議するため、毎日、午前10：00 時と午後8：00 時に定例会議を開催する。ただし、必要に応じ臨時会議を開催することができる。

(会議への出席)

第12条 会議は、第3条に掲げる者が出席する。ただし、同条第2号に掲げる組の代表者数が多いときには、互選により委員会の会議への出席者を選ぶことができるものとし、同条第3号に掲げる班員の属する班からは、原則1名（班長又は副班長）が出席するものとする。

2 委員会の会議で承認されたときは、自治会、町内会等の役員や継続的に活動するボランティア団体のリーダーは、会議に出席し意見を述べることができる。

(廃止)

第13条 委員会は、避難所の閉鎖とともに廃止する。

(その他)

第14条 この規約に規定されていない事項や規定された事項に疑義が生じた場合は、その都度委員会で協議して決定するものとする。

附 則

この規約は、平成22年 3月 1日から施行する。

避難所開設チェックリスト

項目	対応項目	確認
1 避難所への到着	・建物内外にいる避難者をまとめ、建物の安全確認をする	<input type="checkbox"/>
2 施設管理者・市担当者の到着	・到着していない場合は、そのまま業務続行	<input type="checkbox"/>
3 建物の安全確認	・建物は傾いていないか ・火災は発生していないか、ガス漏れはないか ・建物に大きなひび割れはないか ・窓ガラス等の危険な落下物がないか ・自動車乗り入れの規制	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
※ 建物の安全確認が済むまで避難者を入れない (様式3)		
4 避難所の本部を設置	・運営業務場所の安全確認	<input type="checkbox"/>
5 設備・ライフライン確認	・電気・放送設備が使用できるか ・無線機が使用できるか ・水道が使用できるか ・電話・FAXが使用できるか ・周辺の道路状況把握(避難者等からの情報収集)	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
6 災害対策本部への報告	・避難所設置及び状況について報告(様式6-1)	<input type="checkbox"/>
7 避難者受入れスペースの確保・指定	・安全な部屋・スペースを確保し、避難者を誘導 ・室内の整理等については避難者へ協力を依頼し処理	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
8 避難者の登録	・避難者の世帯ごとの登録(様式5-1)	<input type="checkbox"/>
9 避難者への説明	・避難所共通ルールの配布・説明 ・トイレの使用場所・火気取扱について説明 ・避難者の未登録者への登録依頼	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
10 非常用設備・資機材等の確認	・資機材等の確認 ・非常用設備等の確認	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
11 災害対策本部への要請事項の整理・報告	・不足食料・物資の整理・要請 ・応援要員の要請	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

- ※ 原則として市担当者がチェックしながら業務を行います。
- ※ 市担当者が不在で、かつ緊急の場合には、施設管理者がその役割を補完します。
- ※ 市担当者、施設管理者が共に不在で、かつ緊急の場合には、避難者リーダーが行います。

(様式 2)

垣生小学校避難所運営委員会名簿

平成 年 月 日現在

<運営管理責任者>

会長			
副会長			
市担当者			
施設管理者			

<避難所活動班> (各班長1名に◎印、副班長1名に○印を記入)

班名	氏名	組名	氏名	組名	氏名	組名
総務班						
被災者管理班						
情報広報班						
食料・物資班						
施設管理班						
救護・衛生班						

<各組代表者>

組名	氏名	組名	氏名	組名	氏名

※ 性別に偏らず、男性も女性も共に配置し、男性と女性の責任者を決めます。

(様式 2)

垣生中学校避難所運営委員会名簿

平成 年 月 日現在

＜運営管理責任者＞

会長		
副会長		
市担当者		
施設管理者		

＜避難所活動班＞（各班長1名に◎印、副班長1名に○印を記入）

班名	氏名	組名	氏名	組名	氏名	組名
總務班						
被災者管理班						
情報広報班						
食料・物資班						
施設管理班						
救護・衛生班						

〈各組代表者〉

避難所施設被害状況チェックリスト（鉄骨造用）

1. 建物概要

所在 地：_____

建物名称：_____ 建物用途：_____

管 理 者：_____ 建 設 年：_____

2. 次の質問の該当するところに○をつけて下さい。

質問1. 建物周辺に地すべり、がけくずれ、地割れ、噴砂・液状化などが生じましたか？

- A. 生じていない。
- B. 生じた。
- C. ひどく生じた。

質問2. 建物が沈下しましたか。あるいは、建物周辺の地面が沈下しましたか？

- A. 沈下していない。
- B. 沈下は数 cm 程度と少ない。
- C. 沈下は10 cm 以上である。

質問3. 建物が傾斜しましたか？

- A. 見た目だけでは判らない。
- B. 目で見てかすかに傾斜している。
- C. 目で見て明らかに傾斜している。

質問4. 建物の外壁が壊れましたか？

- A. 壁面にわずかな割れ目（以下「亀裂」と呼ぶ）が生じている。壊れていない場合も含む。
- B. わずかな落下や目地（外壁のつなぎ目）の部分にずれが生じている。
- C. 壊れて部分的あるいは大きく剥がれ落ちている。壁面全体に「亀裂」が入っているか、あるいは、剥がれて落下しそうである。
(なお、ひさし・バルコニーや屋外広告物など高いところにある重量物が、グラグラして落ちそうになっている場合は、「C」と答えて下さい。)

質問5. 建物の内壁が壊れましたか？

- A. わずかな亀裂が生じている。壊れていない場合も含む。
- B. わずかな落下が生じている。
- C. 壁が部分的あるいは大きく剥がれ落ちている。

質問6. 床が壊れましたか？

- A. いいえ。
- B. 少し傾いている。下がっている。
- C. 大きく傾いている。下がっている。

質問7. 鉄骨の柱の脚部でコンクリートと接する部分が壊れましたか？

- A. 健全である。内外装など仕上げのために見えない場合も含む。
- B. コンクリートの損傷は、亀裂が少し見られる程度である。
- C. コンクリートが潰れるように壊れている。あるいは、柱をコンクリートにとめているボルト（アンカーボルト）が破断・引き抜けている。

質問8.筋交い（すじかい）が切斷しましたか？

筋交いには、天井面に配された水平筋交いと壁面に配された鉛直筋交いとがあります。鉛直筋交いは、壁面の窓の開閉の邪魔になる斜めの材です。

- A. 筋交いに損傷はほとんど見られない。内外装など仕上げのために見えない場合も含む。
- B. 筋交いの破断が極わずか見られる程度である。あるいは、よく見ると筋交いの端のボルトでつないだ部分や溶接した部分にすべりや破断の兆候がみられる。
- C. 筋交いの破断が各所で見られ、切れた筋交いの本数は全体の本数の半分程度である。

質問9.ドア・窓などが壊れましたか？

- A. わずかな亀裂程度で、開閉には少々支障をきたす程度である。壊れていない場合も含む。
- B. ドア・窓がかなり開閉しにくい。また、角（カド）の部分に亀裂などが生じている。
- C. ドア・窓が開閉できない状態であるか著しく壊れている。（Cの解答はありません。）

質問10.天井や照明器具などが壊れましたか？

- A. 壊れていない。
- B. 落ちそうになっている。
- C. 落下した。（何が）（Cの解答はありません。）

質問11.その他目についた被害を記入して下さい。**3.質問1～10を集計して下さい。**

集　　計	A	B	C
	(　　)	(　　)	(　　)

※ Cの答えが一つでもある場合は『危険』です。また、質問1～8にBの答えがある場合は『要注意』です。避難者を建物内に入れないようにし、建築物応急危険度判定士の派遣を災害対策本部事務局に要請します。

※それ以外は『安全』ですが、その場合でも、状況が落ち着いたら災害対策本部事務局に要請し、建築物応急危険度判定士の判定を受けて下さい。

避難所施設被害状況チェックリスト（鉄筋コンクリート造用）

1. 建物概要

所在 地：_____

建物名称：_____ 建物用途：_____

管 理 者：_____ 建 設 年：_____

2. 次の質問の該当するところに○をつけて下さい。

質問1.建物周辺に地すべり、がけくずれ、地割れ、噴砂・液状化などが生じましたか？

- A. いいえ。 B. 生じた。 C. ひどく生じた。

質問2.建物が沈下しましたか。あるいは、建物周辺の地面が沈下しましたか？

- A. いいえ。 B. 10 cm 以上沈下している。 C. 20 cm 以上沈下している。

質問3.建物が傾斜しましたか？

- A. いいえ。 B. 傾斜してような感じがする。 C. 明らかに傾斜した。

質問4.床が壊れましたか？

- A. いいえ。 B. 少し傾いている。下がっている。 C. 大きく傾斜している。下がっている。

質問5.柱が折れましたか？

- A. いいえ。 B. コンクリートが剥がれている。 C. 大きなひびが入っている。
-
- B. 中の鉄筋が見えている。 C. 壁がくずれている。

質問6.壁が壊れましたか？

- A. いいえ。 B. コンクリートが剥がれている。 C. 大きなひびが入っている。
-
- B. 中の鉄筋が見えている。 C. 壁がくずれている。

質問7.外壁タイル・モルタル、看板などが落下しましたか？

- A. いいえ。 B. 落下しそう。(何)
-
- C. 落下した。(何) (C の解答はありません。)

質問8.天井や照明器具などが落下しましたか？

- A. いいえ。 B. 落下しそう。(何)
-
- C. 落下した。(何) (C の解答はありません。)

質問9.ドア・窓などが壊れましたか？

- A. いいえ。 B. ガラスが割れた。 C. 建具・ドアが動きにくい。
-
- B. 建具・ドアが動かない。 (C の解答はありません。)

質問11.その他目についた被害を記入して下さい。

3. 質問1～9を集計して下さい。

集 計	A	B	C
	()	()	()

※ C の答えが一つでもある場合は『危険』です。また、質問1～8に B の答えがある場合は『要注意』です。避難者を建物内に入れないようにし、建築物応急危険度判定士の派遣を災害対策本部事務局に要請します。

※それ以外は『安全』ですが、その場合でも、状況が落ち着いたら災害対策本部事務局に要請し、建築物応急危険度判定士の判定を受けて下さい。

避難所施設被害状況チェックリスト（木造用）

1. 建物概要

所在 地： _____

建物名称： _____ 建物用途： _____

管 理 者： _____ 建 設 年： _____

2. 次の質問の該当するところに○をつけて下さい。

質問1.建物周辺に地すべり、がけくずれ、地割れ、噴砂・液状化などが生じましたか？

- A. いいえ。 B. 生じた。 C. ひどく生じた。

質問2.建物の足元（基礎）が壊れましたか？

- A. いいえ。 B. 壊れたところがある。 C. ひどく壊れた。

質問3.建物が傾斜しましたか？

- A. いいえ。 B. 傾斜してような感じがする。 C. 明らかに傾斜した。

質問4.床が壊れましたか？

- A. いいえ。 B. 少し傾いた。下がった。 C. 大きく傾いた。下がった。

質問5.柱が折れましたか？

- A. いいえ。 B. 割れを生じたものがある。 C. 完全に折れたものがある。

質問6.内部の壁が壊れましたか？

- A. いいえ。 B. ひび割れや目透きが生じた。
C. 土壁が落ちたり、ボードがはらんだりした。

質問7.外壁のモルタルが落下しましたか？

- A. いいえ。 B. 落下しかけている。 B. 落下した。（C の解答はありません。）

質問8.屋根瓦が落下しましたか？

- A. いいえ。 B. ずれた C. 落下した。

質問9.建具やドアが壊れましたか？

- A. いいえ。 B. 建具・ドアが動きにくい。 B. 建具・ドアが動かない。

質問10.ガラスが割れましたか？

- A. いいえ。 B. 数枚割れた。 B. 沢山割れた。（C の解答はありません。）

質問11.天井、照明器具が落下しましたか？

- A. いいえ。 B. 落下しかけている。 C. 落下した。

質問12.その他目についた被害を記入して下さい。

3. 質問1～11を集計して下さい。

集 計	A	B	C
	()	()	()

※ C の答えが一つでもある場合は『危険』です。また、質問1～8に B の答えがある場合は『要注意』です。避難者を建物内に入れないようにし、建築物応急危険度判定士の派遣を災害対策本部事務局に要請します。

※それ以外は『安全』ですが、その場合でも、状況が落ち着いたら災害対策本部事務局に要請し、建築物応急危険度判定士の判定を受けて下さい。

避難者一覧表

	世帯区分 (注1)	ふりがな 氏 名	避難状態 (注1)	年齢	性別	住 所 電 話	入所日時 退所日時	情報公開	備考 (注3)
1					男・ 女	()	月 日 時 分 月 日 時 分	否	
2					男・ 女	()	月 日 時 分 月 日 時 分	否	
3					男・ 女	()	月 日 時 分 月 日 時 分	否	
4					男・ 女	()	月 日 時 分 月 日 時 分	否	
5					男・ 女	()	月 日 時 分 月 日 時 分	否	
6					男・ 女	()	月 日 時 分 月 日 時 分	否	
7					男・ 女	()	月 日 時 分 月 日 時 分	否	
8					男・ 女	()	月 日 時 分 月 日 時 分	否	
9					男・ 女	()	月 日 時 分 月 日 時 分	否	
10					男・ 女	()	月 日 時 分 月 日 時 分	否	
11					男・ 女	()	月 日 時 分 月 日 時 分	否	
12					男・ 女	()	月 日 時 分 月 日 時 分	否	
13					男・ 女	()	月 日 時 分 月 日 時 分	否	
14					男・ 女	()	月 日 時 分 月 日 時 分	否	
15					男・ 女	()	月 日 時 分 月 日 時 分	否	

◎被災者管理班は避難者が記入した避難者名簿を取りまとめ、この一覧表を作成します。

◎(注1)世帯区分には、世帯代表者に○印を記入し、世帯ごとに実線で区切れます。

◎(注2)避難状態は避難者名簿と同様に次の区分とし、記号で記入します。

ア. 避難所 イ. テント ウ. 車 エ. 在宅避難者 オ. 帰宅困難者 カ. その他

◎(注3)災害時要援護者である場合は「要」と記入し、注意すべき事項も記入します。

避難場所設置用別途使用場所

(垣生小学校・垣生中学校)

平成29年3月現在

No.	避難所運営使用名称	小学校		中学校	
		学校施設名称	場所	学校施設名称	場所
1	本部	職団	本館1F中央部	会議室	本館1F
2	受付け	本館玄関ロビー	本館中央	西昇降場	本館1F
3	掲示板	本館玄関ホール	本館中央	西昇降場	本館1F
4	会議室 会議室（マスコミ対応）	普通教室 普通教室	本館2F 5-1 本館2F 5-2	普通教室	本館2F 3-4
5	ボランティア室	第1音楽室	本館3F 東側	第2理科室	本館2F
6	面会室・談話室 ① 面会室・談話室 ②	普通教室 普通教室	本館3F 5-3 本館3F 5-4	第1理科室 多目的スペース	本館2F 本館4F
8	避難者集合場所	国旗掲揚台前	本館南側グラウンド	国旗掲揚台前	本館南側グラウンド
9	仮設電話	本館玄関ロビー		屋内体育館	ステージ右室
10	テレビ設置	東体育館 西体育館	ステージ上 ステージ上	屋内体育館	ステージ上
11	パソコン設置	第1理科室	本館2F 東側	コンピーター室	本館2F
12	食料・飲料品配給所 ① 食料・飲料品配給所 ②	東体育館 西体育館	ステージ ステージ	体育倉庫 給食受室東側	体育倉庫前 本館北側
13	食料物資受取り場所 ① 食料物資受取り場所 ②	体育倉庫	垣生共同調理場南側	体育倉庫 給食受室東側	体育倉庫前 本館北側
14	食料・飲料品置き場 ① 食料・飲料品置き場 ②	図工室	垣生共同調理場南側	体育倉庫 給食受室	体育倉庫前 本館北側
15	物資置き場 ① 物資置き場 ② 物資置き場 ③	図工室	垣生共同調理場南側	体育倉庫 技術室 部室	体育倉庫前 本館北側 柔・剣道場南側
16	給水場所	グラウンド	図工室南側	体育倉庫	体育倉庫前の通路
17	炊き出し・調理室 ① 調理室 ②	垣生共同調理場 家庭科室	校内東北側 本館1F	調理室	本館3F
18	火気取扱い場 ① 火気取扱い場 ②	家庭科室 垣生共同調理場	本館1F 校内東北側	調理室	本館3F
19	食堂 ① 食堂 ②	給食受け室 家庭科室	南校舎1F 東側 本館1F 西側	調理室 普通教室	本館3F 本館3F 2-1
20	授乳室 ① 更衣室・授乳室 ② 更衣室・授乳室 ③	普通教室 東体育館 西体育館	南校舎1F 6組 ステージ横 ステージ横	被服室	本館3F
21	学習室	図書館	西体育館東側	図書館	本館3F
22	仮設トイレ ① 仮設トイレ ② 仮設トイレ ③	南中庭 南中庭 グラウンド	西体育館南側 南校舎北側 東体育館南側	グラウンド グラウンド グラウンド	本館南側 本館南側 本館北側

No.	避難所運営使用名称	小学校		中学校	
		学校施設名称	場所	学校施設名称	場所
23	ゴミ置き場	グラウンド	東南部	室内体育館	室内体育館北側スペース
24	ペット飼育場	土俵	南中庭西側	プール	プール東側通路
25	洗濯場	プール	東体育館北側通路	プール	プール北側通路
26	物干し場	プール	プール上通路	プール	プール上通路
27	喫煙所	西門	西門横スペース	正門	正門横スペース
28	医務室 特別医務室	保健室 普通教室	南校舎1F 南校舎1F 7組	保健室	本館1F
29	要援護者室 ① 要援護者室 ②	普通教室	南校舎1F 6-1	普通教室 教育相談室	本館1F 5組 本館1F
30	避難者入場口	西門	東体育館西側	正門	室内体育館西側
31	車両出入り口	東門	垣生共同調理場西側	通用門	本館東北側
32	居住スペース① 居住スペース② 居住スペース③	東体育館 西体育館	校内東側 校内東側	室内体育館 柔道・剣道場 視聴覚室	本館北側 本館東側 本館4F
33	居住室	普通教室	南校舎1F 6-2	普通教室	本館2F 3-1
	居住室	普通教室	南校舎1F 8組	普通教室	本館2F 3-2
	居住室	普通教室	南校舎2F 1-1	普通教室	本館2F 3-3
	居住室	普通教室	南校舎2F 1-2	普通教室	本館3F 2-2
	居住室	普通教室	南校舎2F 1-3	普通教室	本館3F 2-3
	居住室	普通教室	南校舎2F 1-4	普通教室	本館3F 2-4
	居住室	普通教室	南校舎2F 6-3	多目的室	本館3F
	居住室	普通教室	南校舎2F 6-4	普通教室	本館4F 1-1
	居住室	普通教室	南校舎3F 2-1	普通教室	本館4F 1-2
	居住室	普通教室	南校舎3F 2-2	普通教室	本館4F 1-3
	居住室	普通教室	南校舎3F 2-3	普通教室	本館4F 1-4
	居住室	普通教室	南校舎3F 2-4	美術室	本館4F
	居住室	普通教室	南校舎3F 2-5		
	居住室	普通教室	南校舎4F 3-1		
	居住室	普通教室	南校舎4F 3-2		
	居住室	普通教室	南校舎4F 3-3		
	居住室	普通教室	南校舎4F 3-4		
	居住室	普通教室	南校舎4F 4-2		
	居住室	普通教室	南校舎4F 4-3		
	居住室	普通教室	南校舎4F 4-4		

避難所運営組織図（垣生中学校）

平成28年11月改正

避難所運営役割分担

管理者運営担当

(市・担当者)

- ・避難所運営全般
- ・災害対策本部との調整

(施設管理者)

- ・避難所施設の管理
- ・運営のサポート

*各班は、班長を含め3~6人

程度とする

(班の業務の実際の量を見ながら
臨機応変に班員数を調整します)

*委員会の会議は、各班1名及び
各組から1名が出席します

会長

山影 敏夫(土)
(西・大新田)

副会長

松尾 茂(土)
(東・八反地南)

副会長

濱田 耕一(土)
(東・中の東2G)

総務班6 班長：森 勝利(土) (西・港組)

- ・山路康彦(土) (西・郷徳)・本多淳一(土) (西・実の里)
- ・井野 功(西・実の里)・中矢泰生(西・港組)
- ・寺坂圭博(西・大新田)

被災管理班5 班長：安宅敏男(土) (西・大新田)

- ・山根圭樹(東・中の西4G)・亀岡 祝(西・住今)
- ・島本盛繁(土) (西・住美今組)・土川泰伸(西・松原組)

情報広報班5 班長：広谷哲夫(土) (西・大新田)

- ・森 哲治(西・新田所)・三原勝史(土) (西・松原組)
- ・中矢洋子(土) (西・松原組)・岡本昌良(西・郷徳)

食料物資班6 班長：山本 修(土) (東・新田所東)

- ・大上美保(土) (大新田)・田中真樹(土) (西・新田所東)
- ・久保幸正(土) (東・中の東2G)・木下 隆(土) (西・港組)
- ・阿部竜也(西・新田所東)

施設管理班6 班長：渡部明義(土) (東・中の西3G)

- ・加賀城 進(西・住美今組)・中野和彦(土) (西・郷徳)
- ・佐藤宏道(土) (西・住今組)・池田 一(土) (西・郷徳)
- ・阿部潤美(土) (東・中の東2G)

施設管理班6 班長：青木光明(土) (東・中の西4G)

- ・富田博久(土) (東・中の西3G)
- ・福岡勝幸(土) (西・新田所)
- ・東 かよこ(土) (東・中の西4G)
- ・松永昭子(土) (西・住美今組)

 いざというときの連絡先

No.	施設名	住所	電話番号	備考
1	消防（火災・救急・救助）		119	
2	警察（事件）・事故		110	
3	海上保安庁（海の事件・事故）		118	
4	松山市消防局		926-9200	
5	松山市災害対策本部（設置時）		987-7000	
6	松山市西消防署	松山市三津3丁目4-23	951-0894	
7	松山西消防署西部支署	松山市富久町277	973-7522	
8	松山西警察署	松山市須賀町5-36	952-0110	
9	松山海上保安部	松山市海岸通2426-5	951-1196	
10	四国電力	松山市湊町6丁目6-2	941-6111	
11	垣生小学校	松山市西垣生町730-1	972-1239	戸別受信機、災害用公衆電話
12	垣生中学校	松山市西垣生町418	972-1226	
13	垣生公民館	松山市西垣生町1228	971-0267	緊急放送
14	木の実幼稚園	松山市西垣生町1690	973-1256	戸別受信機
15	垣生支所	松山市西垣生町1225-1	972-0314	市・対策本部無線連絡
16	和田病院	松山市西垣生町776-3	972-0620	
17	渡辺病院	松山市空港通7丁目13-3	973-0111	
18	救急病院の問い合わせ	救急病院	925-6633	

※この「避難所要領」書は、あくまでも基本であり、
時により場合により、臨機応変にの行動をとって下さい。

2017年（平成29年）4月1日

災害時の活動と

復旧・復興期の活動マニュアル

垣生地区防災計画

作成委員会

目 次

1.	復旧・復興に向けて	-----	1
2.	大規模災害時における避難所の状況想定	-----	2~3
3.	自 助	-----	4
	(1)水・食べ物		
	(2)避難所ルール		
	(3)皆で協力支え合う		
	(4)衛生管理協力		
	(5)自宅再建		
	(6)住まいの確保		
4.	共 助	-----	5~12
	(1)総務班		
	(2)被災者管理班		
	(3)情報広報班		
	(4)食料・物資班		
	(5)施設管理班		
	(6)救護衛生班		

復旧・復興に向けて

避難所は、時間経過と共に、避難者の置かれた状況も変わってくる。震災発生直後に必要な、水・食料・物資の確保が安定すると、ライフラインの復旧などにより次第に、避難者数も減少する。従来の生活にもどるため、被災家屋の修繕や応急仮設住宅の供与などの住まいの確保などの情報必要となる。また、学校の再開や避難所からの通勤も行われるようになるので、避難所の縮小や閉鎖も行われる。

大規模災害時における避難所の状況想定

災害時の避難所の状況は、時間経過に伴って大きく変化する。したがって、そのことを踏まえて時系列に沿った対応方針を検討する必要がある。

避難所の状況想定

災害発生直後 (～3日程度)	<ul style="list-style-type: none">・避難者が殺到し、避難者は精神的にも不安定な状況。・市町村は、指定避難所以外への避難状況も含め、避難所全体の把握が困難な段階。・避難所によっては、市町村避難所担当職員や施設管理者が到着する以前に、避難者が鍵を壊して施設内に入ることも予想される。・翌日以降も余震による二次災害の恐れ、大規模火災、危険物漏洩等により避難者が移動・拡大し、混乱することも考えられる。・初動期、市町村災害対策本部から食料・物資を十分に、また安定的に供給することは困難な状況が予想される。その場合、全避難者に食料等を等しく提供できず、トラブルも生じやすい。・各種の情報が不足し、被災者の不安が拡大しやすい。・障害者、高齢者といった避難行動要支援者については、状況把握が困難である。・市町村及び避難所に安否確認の問い合わせが集中する。
3日 ～1週間程度	<ul style="list-style-type: none">・食料等はおおむね供給されるようになるが、避難者数が流動的な段階。・3日目頃からは、避難者が落ち着きを見せ始める一方で、健康状態や衛生環境の悪化が予想される。・ライフラインの回復が遅れる場合、食料や生活用水の確保、入浴の機会といったニーズが、避難者のみならず、地域の在宅被災者も含めて、より拡大することが予想される。・ボランティアや物資等については、避難所間で格差が生じる場合がある。
1週間 ～2週間程度	<ul style="list-style-type: none">・被災地外からの支援活動が本格化し、マンパワーを要する対策が期待できる段階。・避難者の退出が増え、被災者だけでは避難所の自主運営体制を維持することが困難となる。・臨時指定施設、民間施設等の避難所については、避難所の統廃合を始めることとなる。・避難生活の長期化に伴い、衛生環境が悪化していく。・避難者の通勤通学等が再開され、避難所は生活の場としての性格が強まってくることが予想される。・学校避難所では、教職員が本来業務へシフトする段階となる。・避難所の中にいる人と外にいる人との公平性、応援・支援への依存の問題が生じはじめる。

2週間 ～3ヶ月程度	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の状況はおおむね落ち着いた状態となる。 ・ライフラインの復旧に伴い、避難所に残るのは住まいを失って行き場のない被災者に絞られてくる。 ・避難者の減少に伴い、避難所の統廃合が一層進み、避難者の不安が強まる段階。 ・補修や応急仮設住宅の供与等による住まいの確保が最重要課題となる ・避難生活が長期化することに伴い、高齢者等災害時要援護者の身体機能の低下や心の問題が懸念されるため、保健・医療サービスの一層の充実が求められる。 ・避難者の減少とともにボランティアも減少し、運営体制の維持が難しくなる。 ・季節の変化に伴い、それまでとは異なった対策（下記※参照）が求められる。 ・仮設住宅の提供や相談により、避難所の解消に向けて自治体が本格的に動かなければならない段階。
---------------	--

※季節を考慮した対策

- ・冷暖房設備の整備 避難所内の空気調整に配慮した対応ができるよう空調設備や冷暖房機器の整備を検討する。
- ・生鮮食料品等の備蓄に向けた設備の整備 夏期高温期の食品衛生を確保するため、冷蔵設備、機器の整備を検討する。
- ・簡易入浴施設の確保 避難者の衛生・健康保持をするため、簡易入浴施設の整備を検討する。

自 助

(1) 水・食べ物

- 助け合い

(2) 避難所ルール

- 守る

(3) 皆で協力支えあう

- コミュニケーションを図る

(4) 衛生管理協力

- ごみ、トイレ

(5) 自宅の再建

- 行政より情報収集

(6) 住まいの確保

- 住宅応急修理

共 助

総務班

- (1) コミュニティ
 - 維持形成
- (2) 住居
 - 仮設住宅申請要領
- (3) ボランティア
 - 手配・確保・受入
- (3) 海路の利用
 - 陸路使用不能の場合
- (4) 衣食住
 - 気配り
- (5) 神社・仏閣・集会所
 - 万一の場合、利用検討

被災者管理班

- (1) 自宅避難者
 - 自宅避難者の名簿管理
 - ・避難所以外の自宅避難者は、避難者扱いでなくなった場合、不在や転居の時は、食料や物資の配給に関わるため、必ず申し出をしてもらうよう周知する。
- (2) 車両での避難者
 - ・避難者には、原則として避難所への自家用車の乗り入れを規制しているため、施設管理者と相談の上、スポーツグランド等の場所を提供する。
- (3) 避難所生活
 - プライバシーの保護
 - ・パーテーションの設置
- (4) 学校の再開
 - 避難所施設の本来業務が再開した場合は、施設の本来業務と避難所運営が併存できるよう新たな避難所生活ルールを作成する。

情報広報班

- (1) ライフライン（上水道、下水道、電気、ガス、電話、鉄道等）
 - 情報収集伝達
 - ・災害情報
 - ・救援対策の実施方針・実施内容
 - ・ライフライン等の復旧目処
 - ・救援対策の実施内容
 - ・生活再建支援策、住まいの確保対策の実施方針

(2) 食べ物、交通、金融等

○ 情報収集伝達

- ・スーパー、コンビニ、ドラッグストアー、ホームセンター等の再開情報
- ・交通機関（バス・電車・船・飛行機等）の復旧めど
- ・病院・診療所・薬局等の診療開始情報
- ・金融機関・ATMの利用可能情報

(3) 生活再建のための支援情報

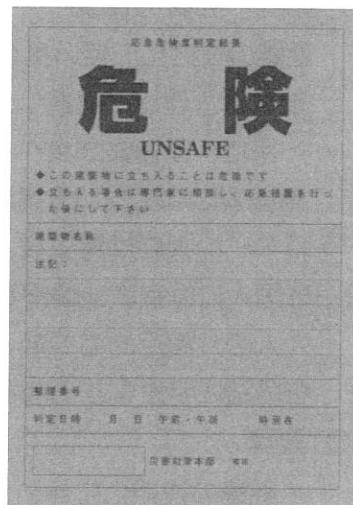
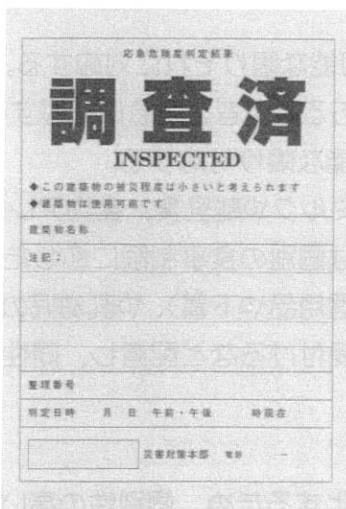
○ 罹災証明書（建物が被害にあったことを証明する書類）窓口：市町村役場

- ・生活再建支援金の申請、税金の減免、各種融資の申請に必要

○ 被災建物応急危険度判定

行政が民間判定士のボランティアによる協力のもとに、地震により被災した建物による二次的災害を防止する目的で実施されるものです。

- ・罹災証明の為の調査や被災建物の恒久的使用の可否を判定するなどの目的で行うものではありません。
- ・判定結果は、建物の見やすい場所に表示され、居住者はもとより付近を通行する歩行者などに対してもその建物の危険性について情報提供します



この建物は使用可能です。

この建物に立ち入る場合は
十分に注意してください。

この建物に立ち入ることは
危険です。

○ 被災者の生活再建支援 窓口：市町村役場

- ・住宅が全壊・大規模半壊し、住宅を解体した場合において支援金が支給される場合があります

○ 被災住宅の応急修理 窓口：市町村役場

- ・住宅が半壊・大規模半壊し、自分で修理する資力のない人に対し、市が応急修理をする場合があります。

○ 被災住宅の解体・撤去 窓口：市町村役場

- ・住宅が半壊以上の被害を受けた場合、所有者の申請に基づき、市町村役場が解体撤去を行う場合があります。

- 被災者のための住宅提供 窓口：市町村役場
 - ・住宅に被害を受けられた方に、応急仮設住宅を提供します。
- 地震保険・生命保険等について
 - ・契約した損害保険会社に連絡
- 住宅ローンの返済
 - ・借入先の金融機関に連絡
- その他、免許証・保険証等の紛失
 - ・発行先に連絡

(4) 自宅避難者

- 自宅避難者への情報提供
 - ・自宅避難者も避難所内に設置した掲示板にて情報を得る。
 - ・自宅避難者に対して、避難所避難者に対する情報と同等の情報を、広報車等により提供する。

食料・物資班

(1) 食料・物資の確保

避難の長期化に伴い食へのニーズも多様化するため、可能な限りそれに対応する。

被災者管理班と連携し、食物アレルギーや食事制限のある避難者を早急に把握する。

また、普通食が食べられない要配慮者を把握し、可能な限り対応する。

高齢者には温かい食事や柔らかい食事、乳幼児には粉ミルクや離乳食、食物アレルギーの人には除去食、難病患者や人工透析患者等には個別の食事制限に応じた 食事、外国人には宗教や慣習等への配慮を行う。女性用品(生理用品や下着)、や乳幼児のおむつ、大人の介護用おむつなどについては、個別に要望書を受付けるなど配慮し、同性の班員から個別に手渡しするなど配慮する。

○ 要請

- ・避難の長期化に伴い、必要食料・物資のニーズが変化するため、個別性の高い物資についても可能な限り対応するため、災害対策本部に細やかな要請を行う。

(2) 消費期限

○ 消費期限切れ注意

- ・食中毒の防止のため消費期限の確認を行う。
- ・消費期限を過ぎたものは、廃棄処分すること。
- ・救護・衛生班と連携し、食事で配った食べ残しの処分や消費期限について啓発を行う。

施設管理班

(1) 学校の再開

学校避難所では、教職員が本来業務へ戻り施設業務と避難所の併存となるので、調整が必要

- 避難者が、新たな避難所生活ルールや避難所として利用できるスペースを順守するよう指導・管理する。

(2) 防火・防犯

被災地では多くの住民が避難したために、民家や店舗等への侵入が容易になったことから窃盗事件が多発しています。

- パトロール・治安維持

- ・被災後の住宅街、商店街等における窃盗等を防止するため、警察によるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を実施してもらう。
- ・仮設トイレや仮設風呂内に緊急連絡用の防犯ブザーや笛などを配備する。居住スペースも含めて定期的な巡回を行う。
- ・夜間は、避難所受付に当直者を配置し、防火防犯のために避難所内の巡回を行う。

- 外部からの来訪者への対応

- ・安否確認、被災者支援、報道、視察など様々な目的で外部から人が入ってこようとするが、原則、居住スペースへの出入りは禁止とし、防犯やトラブル防止に努める。

(3) 道路

災害が発生すると、道路に倒壊した建物やブロック塀などにより通行を妨げたり交通渋滞を引き起こします。道路が分断されたり橋が落ちることもあります。人命救助や支援物資の輸送を行うためには、道路復旧が優先されます。

- 道路整備

- ・道路の震災ごみは、市町村が撤去しますが、主要道路が優先されるため、生活道路の復旧には時間がかかります。そこで、住宅の耐震化を行ったり、安全なブロック塀に替えることで、避難のための道路を確保するようにしましょう。

- 被災車両の撤去

- ・災害対策基本法では、災害時に緊急の必要がある場合、強制撤去などの必要な措置をとることができますと規定しています。

(4) 余震対策

大きな地震が起きると建物は少なからずダメージを受け、倒壊は免れていても地震に対する強さが弱まっている可能性があります。大きな地震の後には数回の余震が予想されますが、弱くなった建物は、余震によって倒壊したり部材が落下したりして人的被害を起こしかねません。このため、被災者がそのまま家にいていいのか、避難所に避難した方がいいのかなどを判定する必要があります。

- 被災建物応急危険度判定

- ・大規模災害では、被災建物が多いため応急危険度判定士が調査するまでに時間がかかります。

(5) 倒壊家屋

- 整備片づけ

- ・基本的に所有者が倒壊建物の解体撤去を行わなくてはなりません。

(6) 災害ごみ

災害ごみ（地震で壊れた家財道具や、家屋解体廃棄物）は、そのごみが発生した市町村が処分します。ごみを出す人が、決められた処理施設・仮置き場に持ち込む必要があります。

- ボランティア手配

- ・被災者のみで倒壊家屋の片づけやがれきの処分を行うには多くの労力と時間がかかります。ボランティアによる支援活動をお願いすることができます。総務班と連携しボランティアセンターに人員の手配をします。

(7) 危険箇所の発見

- 地区内巡視

- ・被災地域の住民に聞き取りを行ったり、巡回を行い危険箇所を発見したら情報広報班に連絡する。

(8) 広域避難

県が策定する広域避難計画は、原子力災害が発生若しくは発生するおそれがある場合において、伊方発電所から半径 30km 圏内の住民を迅速に圏外のより安全な場所に避難させるために基本フレームを策定するものであり、避難等に係る情報連絡体制、避難先及び避難手段の調整、避難ルートの選定等、避難市町から避難受入自治体までの間の避難体制の確保等について定めたものです。

- 情報収集検討

- ・現在、松山市は原子力災害対策重点区域である半径 30km 圏内には入っておりませんが、半径 30km 圏外でも避難の可能性があるので、今後情報収集が必要です。

救護・衛生班

(1) 健康維持

- 個別の声掛けや見守り活動

- ・避難者の健康状態に気を配り、健康的な生活を送れるよう声かけを行う。
 - ・自宅避難者についても、見守り活動を行う。
 - ・避難者や自宅避難者の病気悪化のサインや訴え、健康上の問題を把握したら、速やかに巡回の医師や保健チームに伝える。

- 急病などへの対応

- ・感染症の人はほかの避難者とは別室に収容し、必要に応じて市町村の医療救護所、救護病院へ受診・搬送する。
 - ・情報広報班と連携して、指定避難所以外で避難生活を送る被災者に、市町村の医療救護所、救護病院についての情報提供を行う。

○巡回巡視

- ・保健師チームの巡回健康相談を災害対策本部に要請する。
- ・保健師チームの巡回開始後は、救護。衛生班が保健師から健康管理や維持活動の指導を受け、それを避難所内で実践する。

○ 運動・体操などの指導

- ・避難生活の中に、身の回りの簡単な一斉清掃や換気、朝の体操、散歩などを取り入れる。
- ・洗口液を用いた歯磨きなど、口腔ケアを励行する。

※肺炎などによる災害関連死を減らすには早期からの口腔ケアが必要。

(2) エコノミークラス症候群

余震などを恐れて、駐車場などに止めた車の中で寝泊まりする状況が続いていると、心配されているのがエコノミークラス症候群です。避難所でも体を動かさずに座ってばかりいると発症するリスクが高まると言われています。

○ 発症を防ぐには

- ・足首の運動や、ふくらはぎのマッサージを行うこと、十分な水分補給を行う。
- ・足や足の指をこまめに動かしたり、1時間に1度は、かかとの上下運動を20～30程度したりする。



(3) 要配慮者への対応

- 避難所で必要なサービスの内容を把握
- 相談窓口を設置
 - ・要配慮者個々のニーズを的確に把握し、迅速に必要な対策を講じるため、手話通訳者、要約筆記者、ホームヘルパー、介護支援専門員、カウンセラー等を配置し、要配慮者対応の相談窓口を設置する。
- 福祉施設等への一時入所・福祉避難所への収容
 - ・避難所での生活が困難と判断される要配慮者については、専門施設への緊急一時入所等を行う。

- ・心身等の状況が専門施設への入所に至らない程度の避難者については、福祉避難所への収容により対応する。
- 共助による支え合い
 - ・トイレへの移動介助や情報の伝達支援など、要配慮者が日常生活で必要な介助を受けられる環境づくりに努める。
 - ・保健班と連携して要配慮者の健康状態に気を配り、健康的な生活を送れるよう声かけを行う。
 - ※組での支え合いのお願いや、ボランティアの活用など。
- ボランティアとの連携
 - ・トイレへの移動や水・食料等を受け取る際などに、手助けを必要とする方々のため人材が必要な場合は、ボランティアと協力して対応する。

(4) カウンセリング

- こころの悩みや健康に関する相談
 - ・特に心のケアは専門家による指導を受けながら対応する必要があるため、心のケアチームの派遣を災害対策本部に要請する。
 - ・避難者の相談を受けるため、男女それぞれ同性の担当者を決め、ボランティアと協力して対応する。

(5) 眠れない人

- 静かな部屋の確保を行う。

(6) ペット

避難所では、多くの人たちが共同生活を送っています。ペットの飼い主は、ペットを自主的に管理し飼育を行ってください。

○ 保護管理対応

- ・他の避難者との間でトラブルが生じた場合は、速やかに救護・衛生班に届け出してください。

(7) 生活用水の確保

- トイレや避難所の清掃、洗濯、機材の洗浄などに使う「生活用水」を確保する。

以下を参照に生活用水を確保する

用途 水の種類	飲料用 調理用	手洗い 洗顔 歯磨 き 食器洗い用	風呂用 洗濯用	トイレ用
飲料水（ペットボトル）	◎	○		
給水車の水	◎～○※	◎	○	○
ろ過水	△	◎	○	○
プール・河川の水	×	×	×	◎

凡例 ◎：最適な使用方法、○：使用可、△：やむを得ない場合のみ使用可、×：使用不可
 ※水源及び浄水場の状況によって異なる場合がある。

(8) 生ごみ

避難所での生活においても、ゴミの分別や集積場所の清掃など日常生活と何ら変りません。

○ ルールを守る

- ・ゴミの分別・密封を徹底し、ゴミ収集場所を清潔に保ち、害虫の駆除や発生予防に努める。
- ・災害ごみと一般の分別ごみと区分けし、ごみ集積場所に災害ごみを出さない。
- ・ゴミ収集車による回収は、ごみ処理施設の状況やごみの量に影響を受け収集が追い付かない場合がある。生ごみは穴を掘って土中に埋めるなどの対策が必要。

(9) 災害ごみ

○ 処理方法

- ・地域内に仮置き場が決められた場合、集積場所を清潔に保ち、害虫の駆除や発生予防に努める。
- ・災害ごみの処理を早急に進めるため、できるだけ災害ごみも分別する。

災害時の活動と

復旧・復興期の活動マニュアル

各組織リーダー編

垣生地区防災計画

作成委員会

目 次

★ 災害対策本部班 -----	1
1. 組織体制	
2. 災害時の活動	
3. 復旧・復興期の活動	
★ 避難所運営委員班 -----	2
1. 指定避難所	
2. 組織体制	
3. 総括業務	
★ 避難所運営班 -----	2
1. 垣生小学校	
2. 垣生中学校	
3. 垣生公民館 -----	3
4. 木の実幼稚園	
5. 垣生保育園 -----	4
6. 東・西垣生区協議会	
7. 八反地町内会連合会、東・西町内会連盟	
★ 情報収集・伝達班 -----	5
8. 垣生支所	
9. コミュニティ委員会	
10. 八反地・東・西垣生分館	
★ 治安維持班 -----	6
11. 垣生駐在所	
12. 垣生消防団	
13. 女性防火クラブ	
14. 交通安全協会	
15. 防犯相談所 -----	7
16. 今出漁業組合	
17. 垣生土地改良区	

★ 要配慮者対応班	-----	8
18. 社会福祉協議会		
19. 民生委員会		
20. 小・中学校P T A		
21. 八反地・東・西高齢者クラブ		
22. 更正保護女性会		
★ 救護衛生保健班	-----	9
23. 食生活改善推進協議会		
24. 地域保健推進協力会		
★ 福祉事業所関係班	-----	10
25. 介護施設等		
★ 金融企業関係班		(
26. 銀行、信用金庫、郵便局、JA		(

◆ 垣生地区災害対策本部班

1. 組織体制

- 1) 本部——垣生公民館 ☎ 089-971-0267
- 2) 本部長 ~ 垣生公民館長
- 3) 副本部長 ~ 東垣生区長、西垣生区長、自主防連合会長
- 4) 本部長付 ~ 垣生支所長、垣生駐在所長、自主防会長代行防災士
- 5) 本部員 ~ 消防団垣生分団長、女性防火クラブ会長、土地改良区長、今出漁業組合長、交通安全協会会長、防犯協会会長、コミュニティー委員会会長、防災士

2. 災害時の活動

*大災害が発生したら直ちに垣生公民館に地区災害対策本部を設置し情報の収集伝達に努める。また各種組織団体と連携し垣生地区内の状況を把握、共助活動役割分担を調整し迅速に対処する。

- 1) 本部役員、部員は直ちに本部へ集結
- 2) 館内安全確認
- 3) 対策室の設置
- 4) 業務体制を整える・・・(1)指示伝達、発受信記録簿の準備 (2)緊急連絡票の準備
(3)通信・連絡手段の確立 (4)放送設備の使用不可確認
- 5) 松山市災害対策本部との連絡体制の確立（垣生支所も含む）
- 6) 地区指定避難所との連携、連絡
- 7) 垣生地区内の状況把握・・・被害状況、共助作業の必要有無
- 8) 準福祉避難所として開設
- 9) 緊急連絡放送

(1)緊急避難放送

放送文・・・

(2)状況放送

放送文」・・・

お知らせ致します・・・

10) 各組織団体との連携、連絡、役割指示

- (1) 対応、対策の検討と指示
- (2) 地区内状況報告の指示
- (3) 避難所開設指示
- (4) 避難所運営要領（マニュアル）を基本に臨機応変に対応指示

3. 復旧・復興期の活動

- (1) 被災者を地域全体で支援指示
- (2) 行政関係者、学識経験者等と連携し、速やかな復旧復興を促進する
- (3) 各種組織団体へ復旧復興役割分担指示
- (4) 指揮系統の明確化

◆ 避難所運営委員会班

- 1. 指定避難所・・・(1)垣生小学校 (2)垣生中学校 (3)垣生公民館 (4)木の実幼稚園
- 2. 組織体制・・・小学校・中学校は・・・(避難所運営組織図別紙に詳細図有り)
 - 1) 会長～自主防連合会副会長
 - 2) 副会長～地区防災リーダー2名
 - 3) 運営委員～市担当者、施設管理者、地元代表**
- 3. 総括業務
 - 1) 避難所運営全般指揮
 - 2) 地区災害対策本部との連絡調整
 - 3) 各組織団体リーダーとの連絡調整
 - 4) 学校との連携を密に・・・(特に児童、生徒在校中)

◆ 避難所運営班

1. 垣生小学校

- 1) 場所・・・松山市西垣町 730-1 ☎ 089-972-1239
- 2) 収容人員・・・約 3,500 人 (1,100 人)

2. 垣生中学校

- 1) 場所・・・松山市西垣町 418 ☎ 089-972-1226
- 2) 収容人員・・・約 2,800 人 (980 人)
- 3) 小・中学校共に児童・生徒・教職員、在校中の行動・・・マニュアル基本
 - (1) 身を守る行動・・・児童、生徒、教職員、全員
 - (2) 避難開始、安否確認・・・児童、生徒、教職員、全員
 - (3) 施設・建物安全確認の後
 - (4) 津波避難場所へ垂直避難・・・津波情報入手の時
 - (5) 災害対策本部 (松山市・垣生地区) へ連絡

4) 災害時の活動

- (1) 避難者受け入れ準備
- (2) 正門～「避難者入場門」・・・開錠、整理誘導
- (3) 東門～「緊急車両入場門」・・・開錠、規制、整理誘導
- (4) 施設建物被害状況点検
- (5) 避難所開設点検

- (6) 情報収集伝達
 - (7) 国旗台前にて被災者整理
 - (8) 立ち入り禁止、危険個所の立哨看視
 - (9) 校庭の緊急車両整理誘導
 - (10) 指示伝達発受信簿へ記録
- *避難所運営要領（マニュアル）を基本に臨機応変に対応

5) 復旧・復興期の活動

- (1) 学校再開への準備
- (2) 避難所施設の縮小検討
- (3) P T Aへの連絡
- (4) 関係個所への連絡

3. 垣生公民館

- 1) 場 所・・・松山市西垣町1228 ☎ 089-971-0267
- 2) 収容人員・・・約250人

3) 災害時の活動

- (1) 施設被害状況点検（チェックリスト）
- (2) 避難所開設点検
- (3) 非常電源操作点検
- (4) 災害対策本部へ状況報告
- (5) 指示伝達発受信簿へ記帳
- (6) 準福祉避難所開設

4) 復旧復興期の活動

- (1) 災害対策本部室の優先
- (2) 準福祉避難所の業務優先
- (3) 本来業務を徐々に再開

4. 木の実幼稚園

- 1) 場 所・・・松山市西垣生町1690-1 ☎ 089-973-1256
- 2) 収容人員・・・約150名

3) 災害時の活動・・・マニュアル

- (1) 施設被害状況点検
- (2) 避難所開設点検
- (3) 非常電源操作点検
- (4) 災害対策本部へ状況報告
- (5) 指示伝達発受信記録簿記帳
- (6) 避難者の受け入れ

4) 復旧復興期の活動

- (1) 園再開
- (2) 避難所縮小、閉鎖
- (3) 保護者との連絡連携

5. 垣生保育園

1) 災害時の活動・・・マニュアル

- (1) 非常電源操作点検
- (2) 災害対策本部へ状況報告
- (3) 指示伝達発受信記録簿へ記帳

2) 復旧復興期の活動

- (1) 園再開
- (2) 保護者との連携

6. 東・西垣生区協議会

1) 災害時の活動

- (1) 対策本部業務、
- (2) 避難所運営サポート

2) 復旧復興期の活動

- (1) 治安維持巡視巡回
- (2) 各種組織団体と連携し復旧復興を促進

7. 八反地町内会連合会、東・西町内会連盟

1) 災害時の活動

- (1) 避難所運営サポート

2) 復旧復興期の活動

- (1) 被災者とのコミュニケーション
- (2) コミュニティーの維持形成

◆ 情報収集・伝達班

8. 垣生支所

1) 災害時の活動

- (1) 松山市市災害対策本部との情報収集伝達
- (2) 地区対策本部との情報収集伝達
- (3) コミュニティー委員会へ情報伝達

2) 復旧復興期の活動

- (1) 生活情報伝達
- (2) ライフライン状況提供
- (3) 安否確認情報

9. コミュニティー委員会

1) 災害時の活動

- (1) 公民館、支所、駐在所と地区災害対策本部との情報収集伝達
- (2) 指示伝達発受信記録簿への記帳

2) 復旧復興期の活動

- (1) 復旧状況の収集伝達

10. 八反地・東・西垣生分館

1) 災害時の活動

- (1) 在宅避難者との連絡
- (2) 救援物資の配付

2) 復旧復興期の活動

- (1) 在宅避難者の物資配付
- (2) 被災者復興支援
- (3) 地区内の情報収集・伝達

◆ 治安維持班

11. 垣生駐在所

1) 災害時の活動

- (1) 駐在所前にて立哨看視、交通安全、防犯指導
- (2) 情報収集伝達～「市・地区災害対策本部」へ連絡

2) 復旧復興期の活動

- (1) 防火防犯パトロール
- (2) 地区防犯協会と連携

12. 垣生消防団

1) 災害時の活動

- (1) 火災延焼警戒地域内巡回
- (2) 情報収集伝達～関係個所へ
- (3) 消防ポンプ車出動態勢
- (4) 消火、救助

2) 復旧復興期の活動

- (1) 通電火災に注意呼びかけ
- (2) 火の用心夜警

13. 女性防火クラブ

1) 災害時の活動

- (1) 地区内初期消火呼びかけ
- (2) 炊出し手助け

2) 復旧復興期の活動

- (1) 被災者の復興支援
- (2) 不良消火器回収

14. 交通安全協会

1) 災害時の活動

- (1) 主要道路、交差点にて誘導整理
- (2) 災害対策本部へ状況報告
- (3) 指示伝達発受信記録簿に記帳

2) 復旧復興期の活動

- (1) 交通整理、安全指導
- (2) 通行状況報告
- (3) 道路網、交通網の復旧整備

15. 防犯相談所

1) 災害時の活動

- (1) 地区内巡回～〔自転車・徒步にて〕～空巣、窃盗、略奪
- (2) 災害対策本部、駐在所へ情報伝達
- (3) 指示伝達発受信記録簿へ記録
- (4) 緊急連絡票にて通報

2) 復旧復興期の活動

- (1) 地区内巡回
- (2) 戸締り確認
- (3) 金融機関との連携

16. 今出漁業組合

1) 災害時の活動

- (1) 海岸線、漁船、木材団地の巡視巡回、状況報告
- (2) 漁船の退避・安全確保
- (3) 指示伝達発受信記録簿に記帳（津波警報発令あれば直ちに高所へ避難）

2) 復旧復興期の活動

- (1) 港湾状況報告、整備復旧作業
- (2) 漁船点検整備操業準備
- (3) 外国籍船、外国人の動向報告
- (4) 津波漂流物の処分

17. 垣生土地改良区

1) 災害時の活動

- (1) 河川堤防、貯水槽、水門の巡視巡回等の状況報告
- (2) 水の確保、維持管理
- (3) 指示伝達発受信記録簿に記録
（津波警報発令あれば直ちに高所へ避難）

2) 復旧復興期の活動

- (1) 水路状況調査、整備
- (2) 被災者への生活水の手助け

◆ 要配慮者対応班

18. 社会福祉協議会

1) 災害時の活動

- (1) 要配慮者避難状況の把握（本人又は名簿より確認）
- (2) 各自主防災会と安否情報交換

2) 復旧復興期の活動

- (1) カウンセリング
- (2) 要配慮者被災者訪問
- (3) 福祉避難室の設置確認

19. 民生委員会

1) 災害時の活動

- (1) 介護、生活相談支援
- (2) 要配慮者室の設置確認

2) 復旧復興期の活動

- (1) 要配慮者とのコミュニケーション

20. 小・中学校PTA

1) 災害時の活動

- (1) 保護者は児童の安否確認
- (2) 児童の生活、学習相談

2) 復旧復興期の活動

- (1) 学校再開への準備手助け

21. 八反地、東・西垣生高齢クラブ

1) 災害時の活動

- (1) トイレ設置状況確認
- (2) 高齢者の生活相談、
- (3) 集い開催

2) 復旧復興期の活動

- (1) 見回りと支え合い
- (2) 健康への配慮

22. 更生保護女性会

1) 災害時の活動

- (1) 女性更衣室の確認
- (2) 女性人権保護の居室設置の確認
- (3) プライバシーの確保

2) 復旧復興期の活動

- (1) 人権保護への見回り
- (2) 生活相談

◆ 救護衛生保健班

23. 食生活改善推進協議会

1) 災害時の活動

- (1) 要配慮者の食事メニュー管理
- (2) 炊出し補助
- (3) 非常食メニューの栄養管理
- (4) // の記録
- (5) ローリングストック・・・飲料・食料品の提供

2) 復旧復興期の活動

- (1) 消費期限に注意
- (2) 栄養バランス
- (3) 弱者への配付気配り

24. 地域保健推進協力会

1) 災害時の活動

- (1) 健康体操の実施
- (2) 健康講座の開催
- (3) 避難所内巡回（体調不良）

2) 復旧復興期の活動

- (1) エコノミー症候群
- (2) 心身の見守り
- (3) 健康相談
- (4) 福祉避難所への移動

◆ 福祉事業所関係班

25. 介護施設等

1) 災害時の活動

(1) 災害対応マニュアルに沿って

2) 復旧復興期の活動

(1) 利用者さんとのコミュニケーション

◆ 金融企業関係班

26. 銀行、信用金庫、郵便局、JA

1) 災害時の活動

・・・マニュアルに沿って

(1) シャッターを一時降ろす

(2) 被害状況調査

(3) 関係各所へ連絡

(4) 金銭自動受け払い機の確認

(5) 営業継続有無を地区災害対策本部へ報告

2) 復旧復興期の活動

(1) 営業再開準備

(2) 営業再開を関係機関へ連絡

緊急連絡票

No. _____

日 時	平成 年 月 日 時 分		
発信者名		受信者名	
現在の住所・目標			
何が（誰が）			
どうして			
(原因・理由)			
どうなっている現場・ 現在の状況			
負傷者の有無程度			
今後予想される状況			
現在の措置			
応急措置の必要性			
避難の必要性			
その他			

指示・伝達・発受信簿

No.

主 題	時 間	発 信 者	受 信 者	内 容
	月 日 時 分			
	月 日 時 分			
	月 日 時 分			
	月 日 時 分			
	月 日 時 分			
	月 日 時 分			
	月 日 時 分			
	月 日 時 分			
	月 日 時 分			
	月 日 時 分			
	月 日 時 分			
	月 日 時 分			
	月 日 時 分			
	月 日 時 分			
	月 日 時 分			

 いざというときの連絡先

No.	施設名	住所	電話番号	備考
1	消防（火災・救急・救助）		119	
2	警察（事件）・事故		110	
3	海上保安庁（海の事件・事故）		118	
4	松山市消防局		926-9200	
5	松山市災害対策本部（設置時）		987-7000	
6	松山市西消防署	松山市三津3丁目4-23	951-0894	
7	松山西消防署西部支署	松山市富久町277	973-7522	
8	松山西警察署	松山市須賀町5-36	952-0110	
9	松山海上保安部	松山市海岸通2426-5	951-1196	
10	四国電力	松山市湊町6丁目6-2	941-6111	
11	垣生小学校	松山市西垣生町730-1	972-1239	戸別受信機、災害用公衆電話
12	垣生中学校	松山市西垣生町418	972-1226	
13	垣生公民館	松山市西垣生町1228	971-0267	緊急放送
14	木の実幼稚園	松山市西垣生町1690	973-1256	戸別受信機
15	垣生支所	松山市西垣生町1225-1	972-0314	市・対策本部無線連絡
16	和田病院	松山市西垣生町776-3	972-0620	
17	渡辺病院	松山市空港通7丁目13-3	973-0111	
18	救急病院の問い合わせ	救急病院	925-6633	

※この「災害時の活動と復旧の活動マニュアル」各組織リーダー編は、あくまでも基本であり、
時と場合により、臨機応変に行動をとって下さい。

2017年（平成29年）4月1日

防災資料一覧表

- (1) 防災マップ
- (2) 防災資機材一覧表
- (3) 垣生地区標高（海拔）表示マップ
- (4) 津波避難ビル一覧表
- (5) 災害時協力店・協力者名簿

垣生地区防災計画

作成委員会

自主防災会 資機材一覧表

垣生地区防災計画

作成委員会

目 次

1. 備品台帳（北倉庫） -----	1
2. 備品台帳（西倉庫） -----	2
3. 備品台帳（大新田東倉庫） -----	3
4. 備品台帳（その他） -----	4

備品台帳（北倉庫）

保管場所：松山市垣生支所北側 ストックハウス（タクボ製/ND2219）

H29.4.10現在

活動対象	備品名	単位	数量	購入日	備考
消火活動	消火器 10型	本	5	H27.1	
	ヘルメット	個	7		南集会所より寄贈
	バケツ（トタン製）	個	10		
救出活動	軍手		多数		
救護活動	救急箱	個	2		
避難誘導活動	携帯拡声器（TM314）	台	2	H22.10	
	メガホン（ER-1106S）	台	5	H25.9	
	プラカード	枚	42		
	懐中電気	個	4		電池共
情報収集活動					
生活維持活動	簡易トイレ（R-16）	組	10	H23.8	凝固材、テント4組
	組み立て式トイレ（R-21）	組	20	H25.9	
	ベンリーテント	張	10	H25.9	
	延長コード（5m）	個	1		
	延長コード（10m）	個	2		
	バーナー	個	2		
	巻尺	個	2		
	ガムテープ・ラインテープ				
	お玉杓子	個	14		
	マスク		多数		
	防災用釜戸セット（5升用）	組	2	H23.8	
	ボランティア清掃袋	枚	50		10枚×5冊
	炊き出し容器		多数		
	トング	本	8		
	火ばさみ	本	4		
	火吹き竹	本	2		
	着火マン	本	3		
	しゃもじ（大・小）	組	3		
	ランタン	台	15	H25.9	
	ごみ袋		多数		
その他	業務用ホッキス	個	1		段ボール用

備品台帳（西倉庫）

保管場所：松山市垣生支所西側 ストックハウス

H29.4.10現在

活動対象	備品名	単位	数量	購入日	備考
消火活動					
救出活動	エンジンチェイサー	台	2	H25.9	リョウビ：ES3135
	発電機	台	2	H22.10	ヤマハ：EF2500-I
	電工ドラム（25m）	台	2	H22.9	
	ガソリン缶（20ℓ）	個	2	H22.9	
	投光器	台	5		
	スコップ	個	2	H26.9	
	ハンマー（大）	本	3		
	スリニング（ロープ代用）	本	1		
	油圧式ジャッキ	台	2	H26.9	
	フロアージャッキ	台	1	H26.9	
	バール（大）	個	2	H26.9	
	クリッパー（大）	個	1	H26.9	
救護活動	折り畳み式担架（四つ折）	台	2		
避難誘導活動					
情報収集活動					
生活維持活動	水中ポンプ	台	2		工進：KR-25F
	浄水器	台	2	H26.6	
	ガソリン・エンジンオイル		少々		
	ストーブ（灯油）	台	4		
	カセットコンロ	台	8	H29.3	
	掲示板（本部用）	式	1		
その他	標高表示板	枚	42		

備品台帳（大新田東倉庫）

保管場所：大新田公園 ストックハウス

H29.4.10現在

活動対象	備品名	単位	数量	購入日	備考
消火活動					
救出活動					
救護活動					
避難誘導活動					
情報収集活動					
生活維持活動	着替え用テント	張	4	H29.3	
	非常用トイレ（20回分）	個	10	H29.3	
	タオル		多數		
	シャク	個	5		
	ゼツケン（7班×5名×2箇所）	枚	70	H22.10	
	ゼツケン	枚	70	H25.9	
	避難者名簿	組	2		
	バケツ（トタン製）	個	17		
その他	電池チェッカー	個	2	H29.3	
	ハンズフリー拡声器	台	2	H29.3	
	スマートホン充電器	個	4	H29.3	
	携帯充電器（DOP-DX）	個	4	H29.3	
	書類	袋	7		
	地図など	箱	1		

備品台帳（その他）

保管場所：

H29.4.10現在

活動対象	備品名	単位	数量	購入日	備考
消火活動	ヘルメット	個	20	H29.3	役員各自保管
救出活動	ヘッドライト	個	20	H29.3	役員各自保管
救護活動					
避難誘導活動					
情報収集活動	トランシーバー (1C-DPR5)	台	4	H22.3	
	トランシーバー	台	3	H29.3	
生活維持活動	段ボール (1m×2m)	枚	500		小学校
	段ボール (1m×2m)	枚	500		中学校
	組み立てテント (ST-II)	張	4		南集会所倉庫
	ガスボンベ	個	8		森△宅
その他	事務用品 (2)	式	1		森△宅
	テプラ	台	1	H22.10	森△宅
	ラミネータ	台	1	H22.10	森△宅